

# 第7期小松島市障がい福祉計画



令和6年3月  
小松島市

## 目 次

第1章 計画の基本的な考え方 .....	1
1. 計画策定の趣旨 .....	1
2. 計画の位置づけと期間 .....	3
3. 計画の対象者.....	5
4. 計画の策定体制 .....	5
5. 基本理念.....	6
第2章 障がいのある人を取り巻く状況 .....	7
1. 小松島市の現状 .....	7
2. 第6期障がい福祉計画の進捗 .....	14
3. アンケート調査等からみる現状 .....	20
第3章 第7期障がい福祉計画 .....	30
1. 第7期障がい福祉計画における成果目標 .....	30
2. 障がい福祉サービスの内容と見込量 .....	36
3. 地域生活支援事業の内容と見込量.....	41
4. 障がい児を対象とする事業の内容と見込量.....	50
第4章 計画の推進体制 .....	52
1. 計画の進行管理 .....	52
2. 計画推進体制の充実 .....	52
資 料 .....	54

# 第1章 計画の基本的な考え方

## 1. 計画策定の趣旨

### (1) 計画策定の目的

小松島市では、令和3年3月に「第4期小松島市障がい者プラン」（令和3年度～令和8年度）、「第6期小松島市障がい福祉計画（及び第2期小松島市障がい児福祉計画）」（令和3年度～令和5年度）を策定し、障がい者施策の計画的な推進を図ってきました。

現行のうち、「第6期小松島市障がい福祉計画（及び第2期小松島市障がい児福祉計画）」は計画期間が令和5年度末までであることから、これまでの計画の進捗状況及び数値目標の達成状況を検証し、国の基本指針や県の計画、近年行われた制度改革を踏まえ、令和6年度を初年度とする「第7期小松島市障がい福祉計画」及び「第3期小松島市障がい児福祉計画」を策定します。

### (2) 国や社会の動向

#### 《障害者総合支援法及び児童福祉法の改正》

平成28年5月に障がい者が自ら望む地域生活を営めるよう「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢の障がい者による介護保険サービスの円滑な利用促進のための見直し、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行うことを目的として「障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）及び児童福祉法」が一部改正され平成30年4月に施行されました。令和4（2022）年12月には、障害者総合支援法の改正案が可決され、障がいや難病をもつ方の地域生活や就労の支援を強化され、障がい者の多様な就労ニーズに応じた支援として「就労選択支援」が追加されます。

#### 《第5次障がい者基本計画の策定》

令和5年3月に、地域共生社会（すべての人が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会）の実現に向け、障がい者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するために、①障がい者権利条約の理念の尊重及び整合性の確保、②共生社会の実現に資する取組の推進、③当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援、④障がい特性等に配慮したきめ細かい支援、⑤障がいのある女性、子ども及び高齢者の複合的困難に配慮したきめ細かい支援、⑥PDCAサイクル等を通じた実効性のある取り組みの推進の各分野に共通する横断的6つの視点で「第5次障がい者基本計画」が策定されました。

### 《第7期障がい福祉計画の基本指針》

国ではこのような障がい者に関わる法改正を踏まえ、「第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画」を策定するべく基本指針を見直しており、主なポイントとして、地域における生活の維持及び継続の推進、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築、地域生活支援拠点等における機能の充実、福祉施設から一般就労への移行等の推進、障がい児通所支援等の地域支援体制の整備、相談支援体制の充実・強化等、障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取り組みに係る体制の構築などを示しています。

## (3) 徳島県の動向

徳島県においては、障がい者施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者基本法第11条第2項の規定に基づく「障害者計画」、障害者総合支援法第89条第1項の規定に基づく「障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の22の規定に基づく「障害児福祉計画」を統合するとともに、「障がいのある人もない人も暮らしやすい徳島づくり条例」の実施計画として、平成30年3月に「徳島県障がい者施策基本計画(平成30年度～令和5年度)」を策定されました。その後、施策の進捗状況や成果指標の達成状況、社会情勢等を踏まえ、計画全体の中見直しを行い、令和3年3月に「徳島県障がい者施策基本計画〈中間見直し版〉(平成30年度～令和5年度)」を策定されました。

## 2. 計画の位置づけと期間

### (1) 計画の位置づけ

#### ①法的な位置づけ

第4期障がい者プランは、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」として、小松島市における障がい者施策の基本的な計画となるものです。

第7期障がい福祉計画は、障害者総合支援法（障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）第88条に基づく「市町村障害福祉計画」として、小松島市における障がい福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業等に関する具体的な実施内容、見込量等を定めるもので、「障がい者プラン」の実施計画的な性格を有するものです。

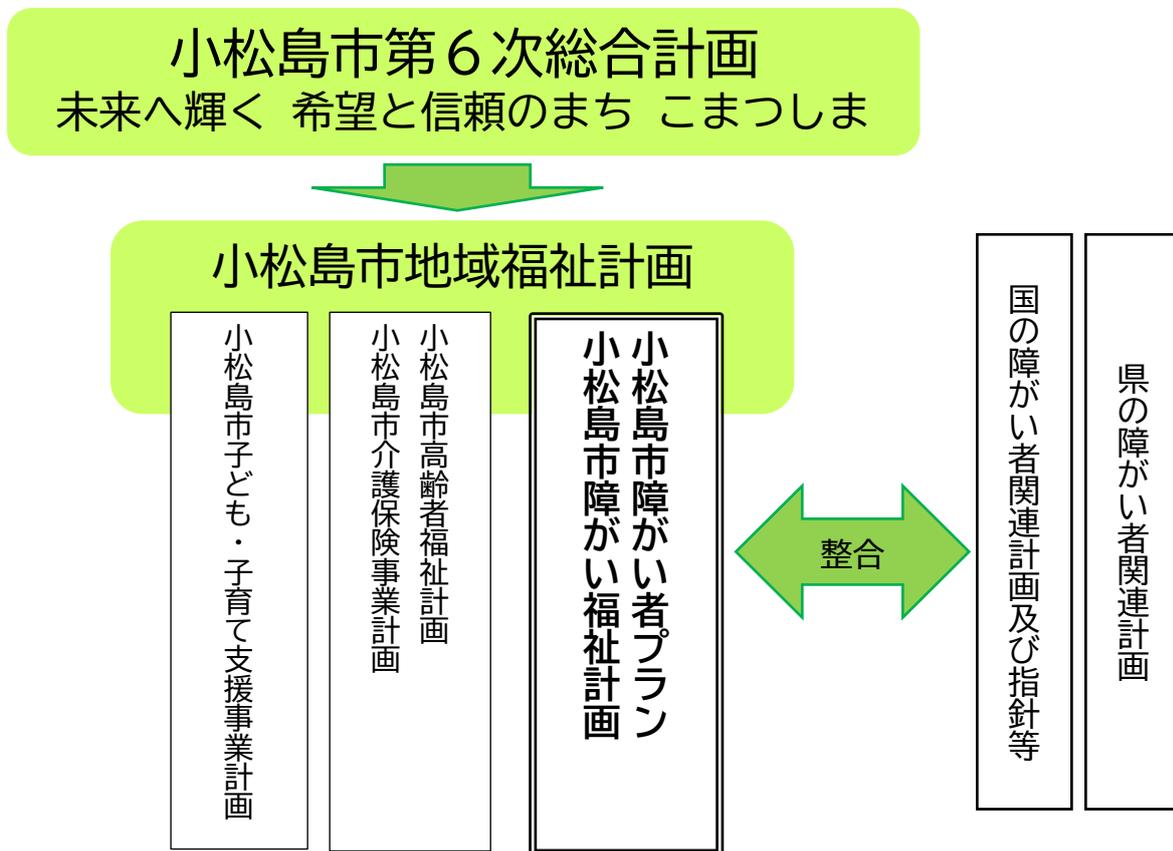
また、障がいのある児童を対象とする各種支援事業に関する具体的な実施内容、見込量等を定める「市町村障害児福祉計画」も一体的に定めることとなっており、本市においても第7期障がい福祉計画の中で、障がいのある児童を対象とした事業について定めます。

#### 【策定の根拠法及び計画内容】

	市町村障がい者計画	市町村障がい福祉計画	市町村障がい児福祉計画
根拠法	障害者基本法 第11条第3項	障害者総合支援法 第88条第1項	児童福祉法 第33条の20第1項
内容	障がい者施策の基本的方向性について定める計画	障がい福祉サービス等の見込みとその確保策を定める計画 (計画期間は3年1期)	障がい児通所支援等の提供体制とその確保策を定める計画 (計画期間は3年1期)

## ②各種計画との位置づけ

本計画は、国や徳島県の定める計画・指針等の内容を十分に踏まえながら、市の最上位計画である「小松島市第6次総合計画」をはじめとする、関連計画との整合・調整を図りながら策定します。



## (2) 計画の期間

第4期障がい者プランの期間は、令和3年度から令和8年度までの6年間です。第7期障がい福祉計画の期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間となります。

前期計画期間			本計画期間					
平成30年度	平成31 (令和元) 年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
第3期小松島市障がい者プラン (平成27年度から6年間)			第4期小松島市障がい者プラン (6年間)					
第5期小松島市障がい福祉計画 (第1期小松島市障がい児福祉計画) (3年間)			第6期小松島市障がい福祉計画 (第2期小松島市障がい児福祉計画) (3年間)			第7期小松島市障がい福祉計画 (第3期小松島市障がい児福祉計画) (3年間)		

### 3. 計画の対象者

---

計画における『障がい』とは、障害者基本法及び障害者総合支援法の定義に従い、身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、高次脳機能障がい、その他の心身の機能の障がい（政令で定める難病などによる障がいを含む）をさすものとし、『障がい者（障がいのある人）』とは、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活、社会生活に相当な制限を受ける状態にある人をさすものとします。

また、難病にかかっている人についても『障がい者（障がいのある人）』に含まれるものととらえ、難病にかかっている人に対象を限定した施策・事業などを除いて、『障がいのある人』に文中の表現を統一しています。

### 4. 計画の策定体制

---

#### （1）策定委員会における審議

計画策定にあたっては策定委員会を設置し、アンケート調査やヒアリング調査結果、障がい福祉サービスの事業量、計画書の内容などについて検討を行いました。

#### （2）アンケート調査及びヒアリング調査の実施

障がいのある人の生活実態、各種サービス利用の現状、障がい者施策への意識等を把握するため、サービス提供事業所へのアンケート調査、関係団体へのヒアリング調査を行いました。

#### （3）パブリックコメントの実施

市のホームページや窓口等において情報公開を行い、広く市民の方からの意見を求めました。

## 5. 基本理念

本計画は、市の最上位計画である「小松島市第6次総合計画」で目標として掲げる都市像である「未来へ輝く 希望と信頼のまち こまつしま」の実現、及び国が掲げる地域共生社会の実現に向け、前回計画の基本理念である「障がいのある人もない人も みんながいきいきと暮らし、支えあうまち こまつしま」を継承します。

**『障がいのある人もない人も みんながいきいきと暮らし、  
支えあうまち こまつしま』**

また、基本理念の実現に向けて、以下の3つの基本目標を前期計画から継承します。

### ◆みんなが互いに認めあい、支えあうまち

障がいのある人も障がいのない人も、高齢者も子どもも、みんながお互いを認めあい、地域社会を構成する一員として役割を担うことで、人々の日常的なふれあいや支えあいがより活発に進められるような、ともに暮らし、働き、学び、憩えるまちをつくりま

### ◆だれもが輝き、自立した生活を送れるまち

障がいのある人が基本的人権を持つ一人の人間として、自らの生き方を主体的に選択・決定し、社会活動に積極的に参加するなど、その有する能力を十分に発揮できる環境づくりを進め、地域社会の中で自立した質の高い生活を送れるとともに、社会参加を通じて自己実現を図れるまちをつくりま

### ◆安心して暮らせる制度・サービスの充実したまち

障がいのある人を取り巻く様々な障壁を取り除くとともに、重い障がいのある人や障がい重複している人を含め、障がいのある人個々のおかれた状況やライフステージなどに応じて、多様な制度・サービスの中から最も適した支援を障がいのある人が選択できるよう、生活基盤や支援の一層の充実を図り、だれもが住みよく地域社会で安心して暮らせるまちをつくりま

## 第2章 障がいのある人を取り巻く状況

### 1. 小松島市の現状

#### (1) 人口の状況

小松島市における総人口の推移をみると、減少傾向がみられます。

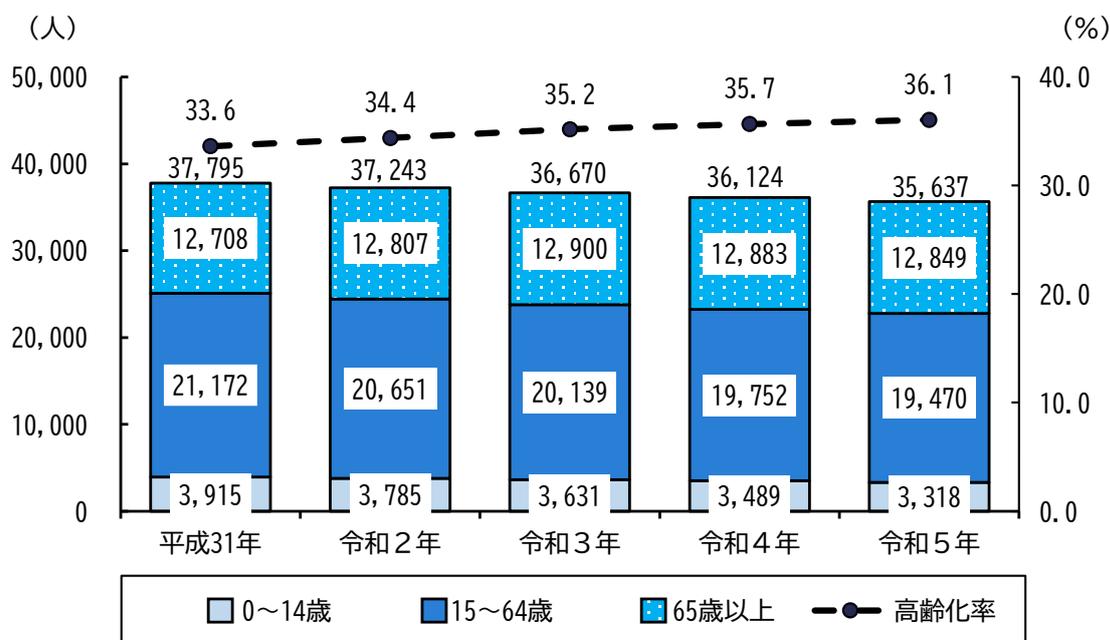
人口構成をみると、年少人口（15歳未満）と生産年齢人口（15～64歳）は減少している一方で、老年人口（65歳以上）は増加しています。

【総人口・年齢3区分別人口の推移】

	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
総人口	37,795	37,243	36,670	36,124	35,637
年少人口(15歳未満)	3,915	3,785	3,631	3,489	3,318
	10.4%	10.2%	9.9%	9.7%	9.3%
生産年齢人口(15～64歳)	21,172	20,651	20,139	19,752	19,470
	56.0%	55.4%	54.9%	54.7%	54.6%
老年人口(65歳以上)	12,708	12,807	12,900	12,883	12,849
	33.6%	34.4%	35.2%	35.7%	36.1%

(住民基本台帳：各年3月末現在)

※各人口割合は、年齢不詳を分母から除いて計算しています。

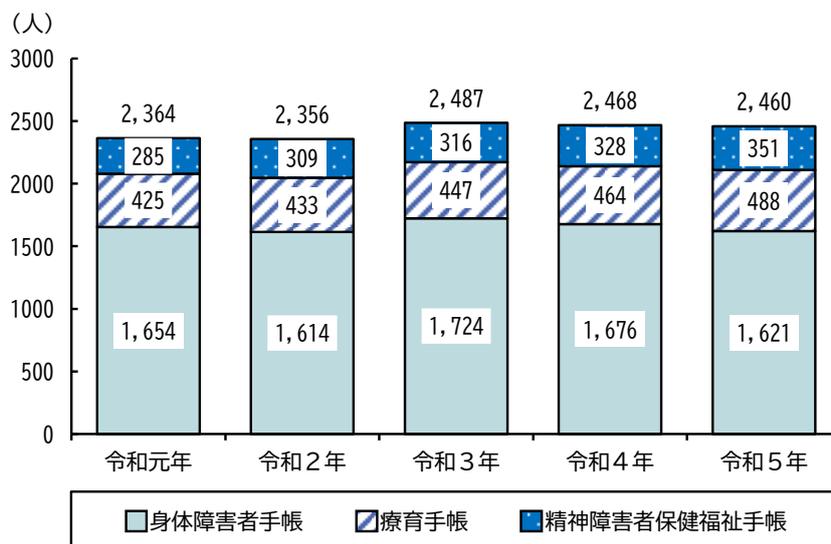


(住民基本台帳：各年3月末現在)

## (2) 障がいのある人の状況

障害者手帳所持者数の推移をみると、令和3年に増加しましたが、以降は再び減少に転じ、令和5年では2,460人となっています。

【障がい種別障害者手帳所持者数】



(各年3月末現在)

### ① 身体障がいのある人

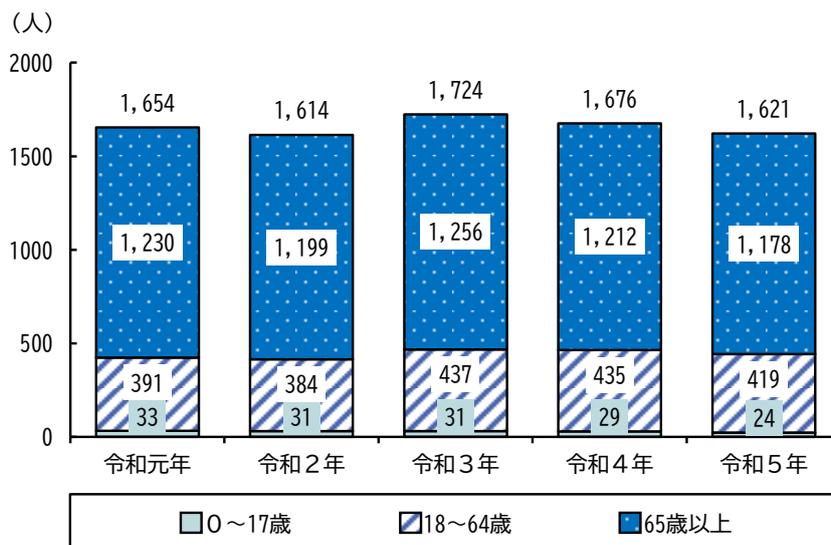
身体障害者手帳所持者は、令和3年に増加に転じ、以降は減少傾向となっています。

年齢別でみると、18歳未満のみ減少傾向が続いています。

等級別でみると、3級のみ減少傾向が続いています。

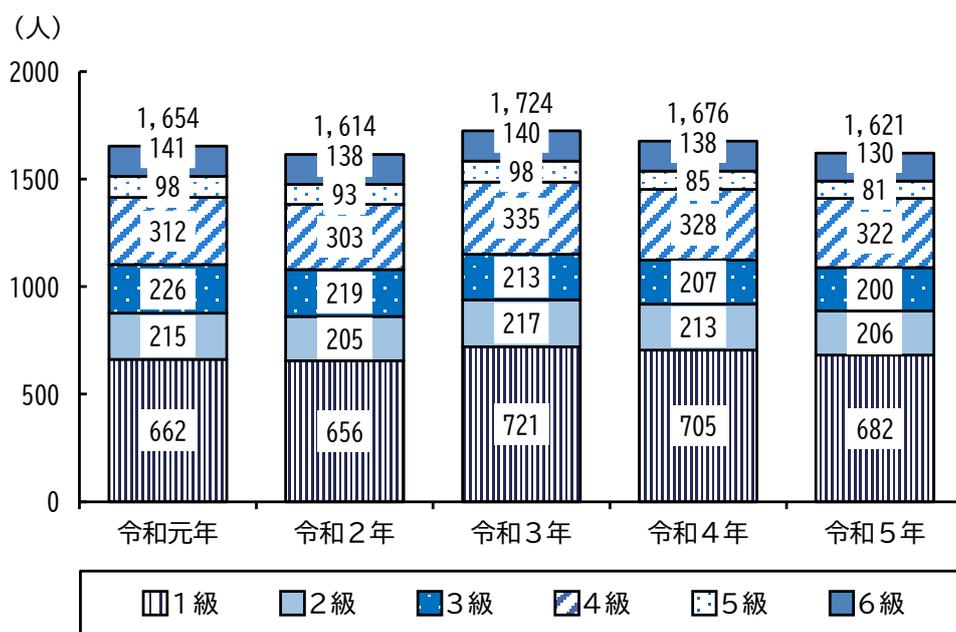
種別でみると、内部障がいのみ概ね横ばいで推移しています。

【年齢別身体障害者手帳所持者数】



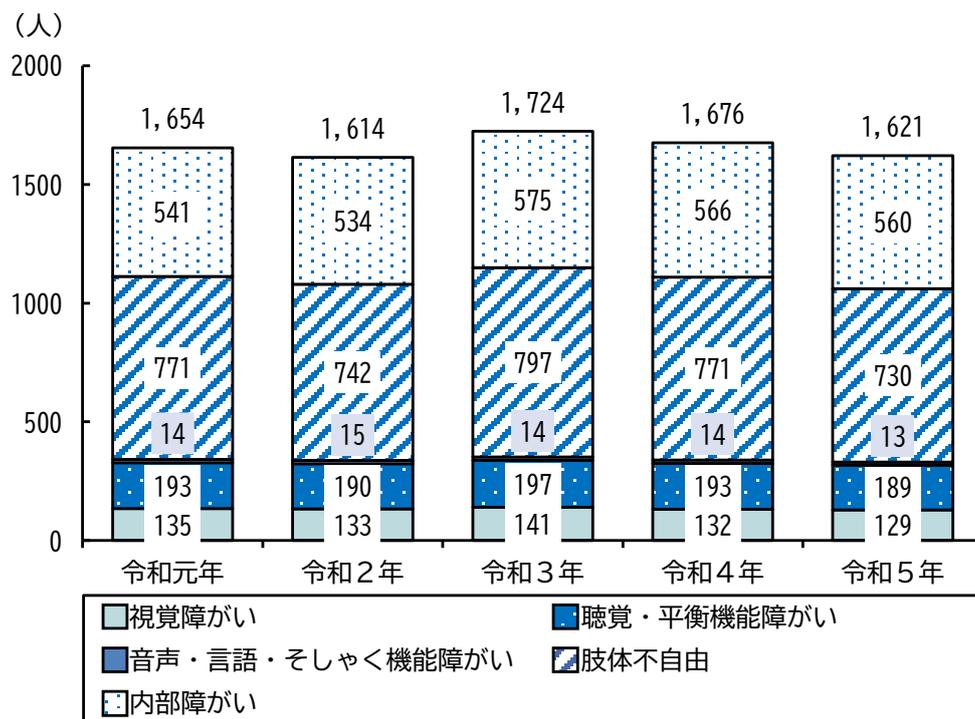
(各年3月末現在)

【等級別身体障害者手帳所持者数】



(各年3月末現在)

【種別身体障害者手帳所持者数】



(各年3月末現在)

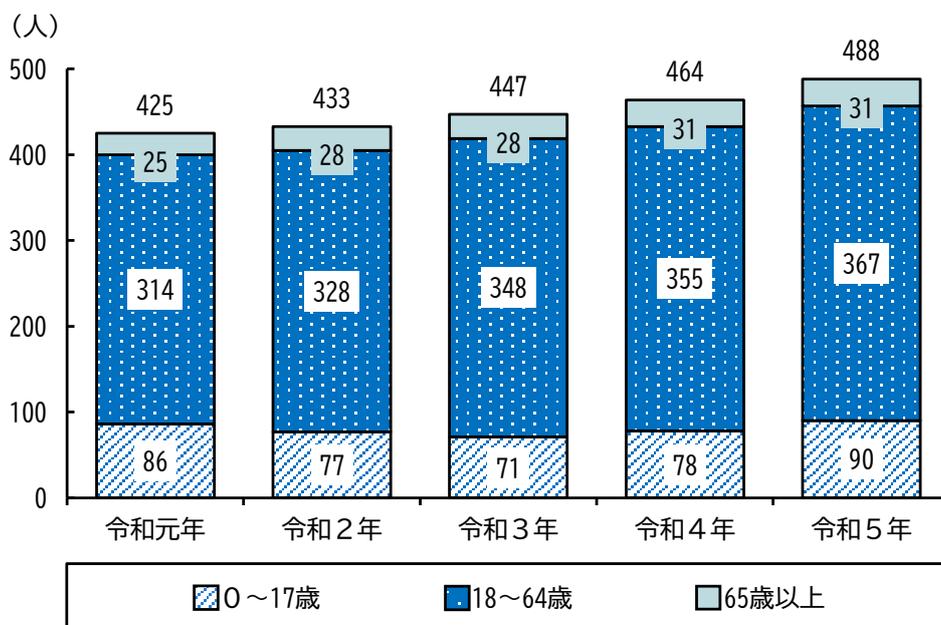
## ② 知的障がいのある人

療育手帳所持者数は、増加傾向となっています。

年齢別では、18歳未満は令和3年まで減少傾向でしたが、以降は増加に転じています。

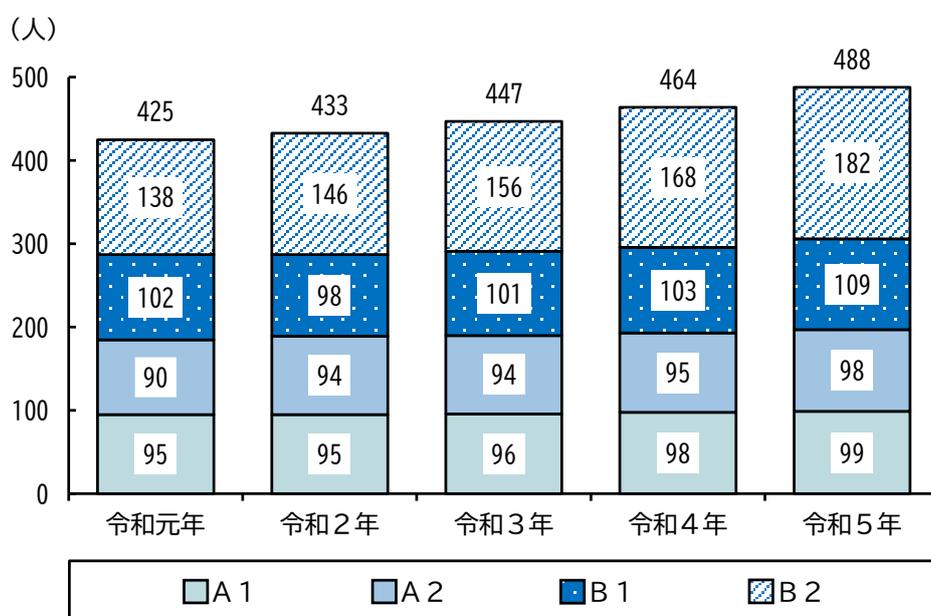
等級別でみると、令和3年以降はいずれの等級でも増加傾向にあります。

【年齢別療育手帳所持者数】



(各年3月末現在)

【等級別療育手帳所持者数】

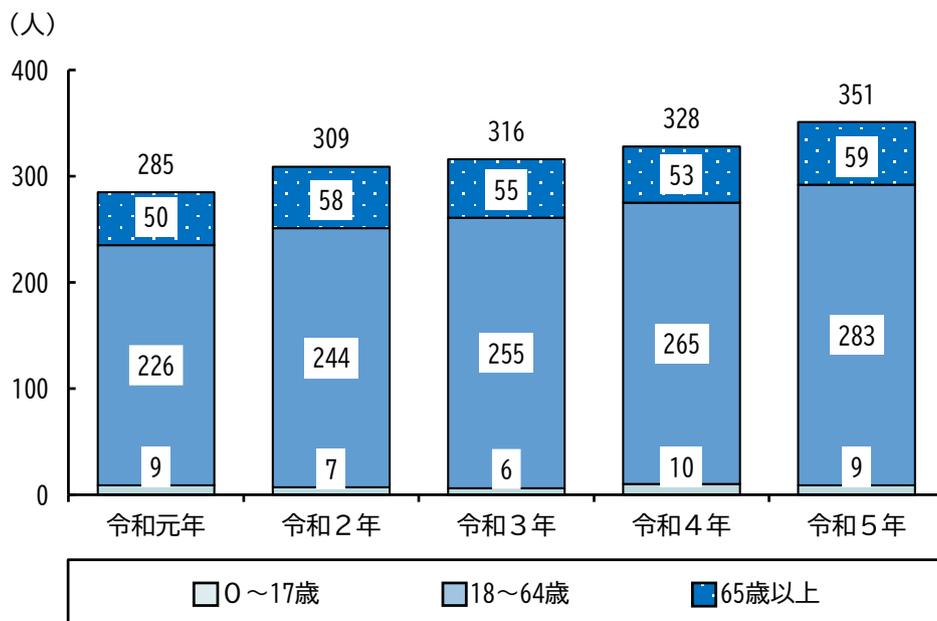


(各年3月末現在)

### ③ 精神障がいのある人

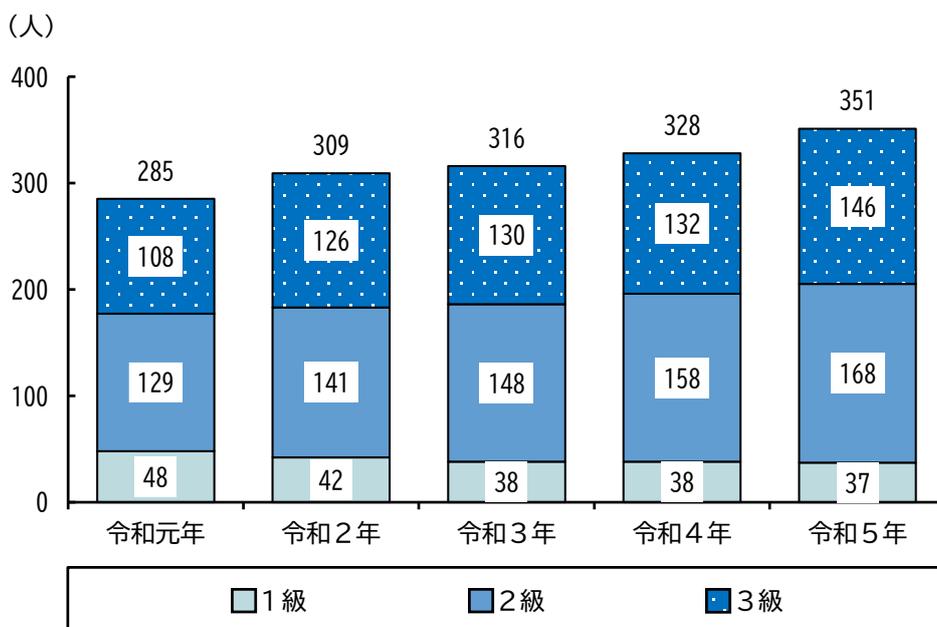
精神障害者保健福祉手帳所持者数は、増加傾向となっています。  
 年齢別では、18歳以上では増加傾向ですが、18未満は増減を繰り返しています。  
 等級別でみると、2級、3級は増加傾向ですが、1級は減少傾向となっています。

【年齢別精神障害者保健福祉手帳所持者数】



(各年3月末現在)

【等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数】

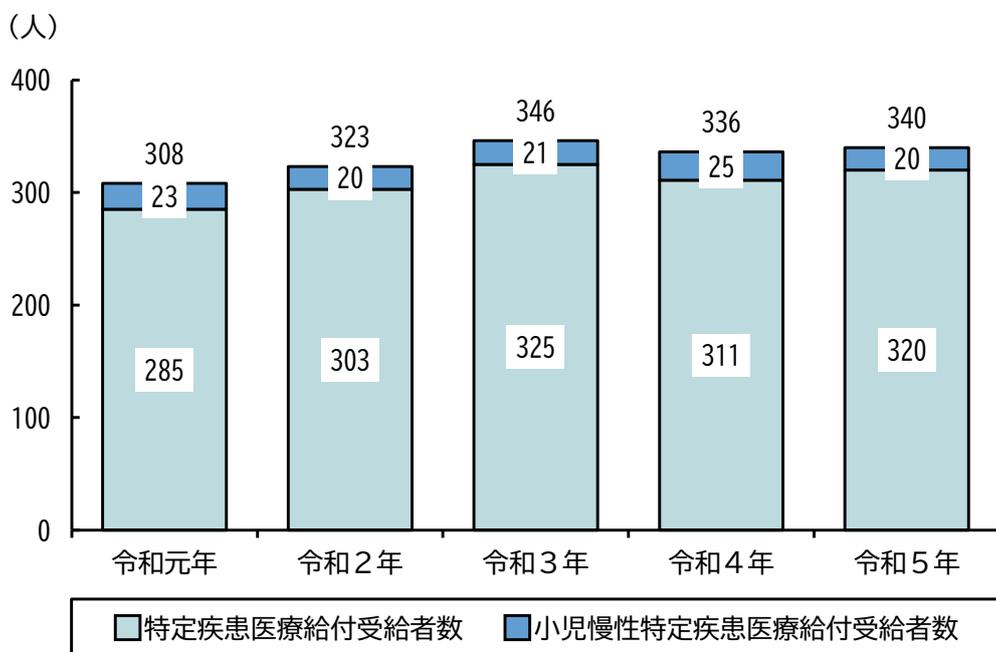


(各年3月末現在)

#### ④ 特定疾患医療給付受給者

特定疾患医療給付受給者数・小児慢性特定疾患医療給付受給者数は、令和3年まで増加が続いていましたが、令和4年に減少に転じ、令和5年では340人となっています。

【特定疾患医療給付受給者数・小児慢性特定疾患医療給付受給者数】

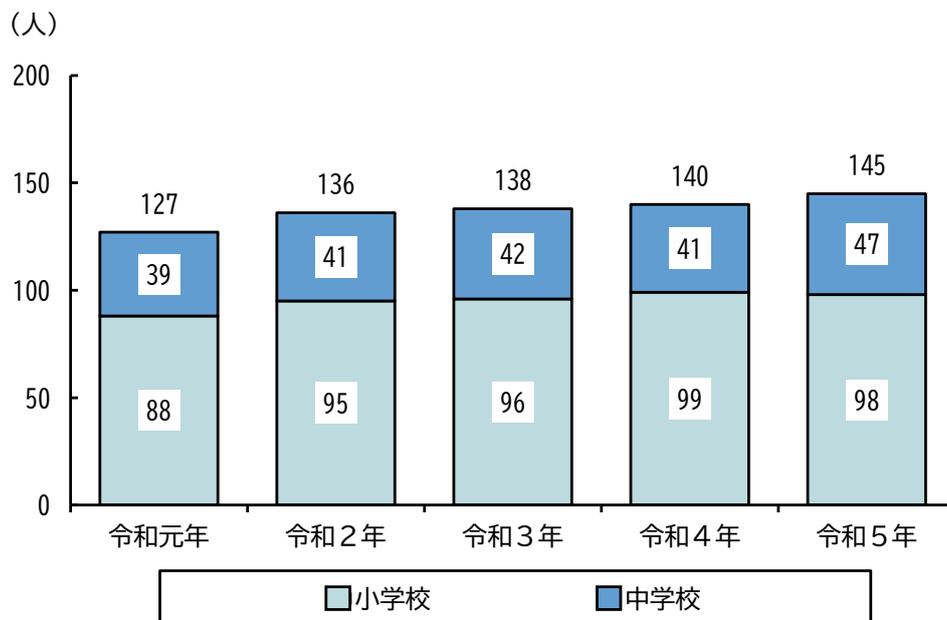


(各年3月末現在)

### (3) 障がいのある子どもの状況

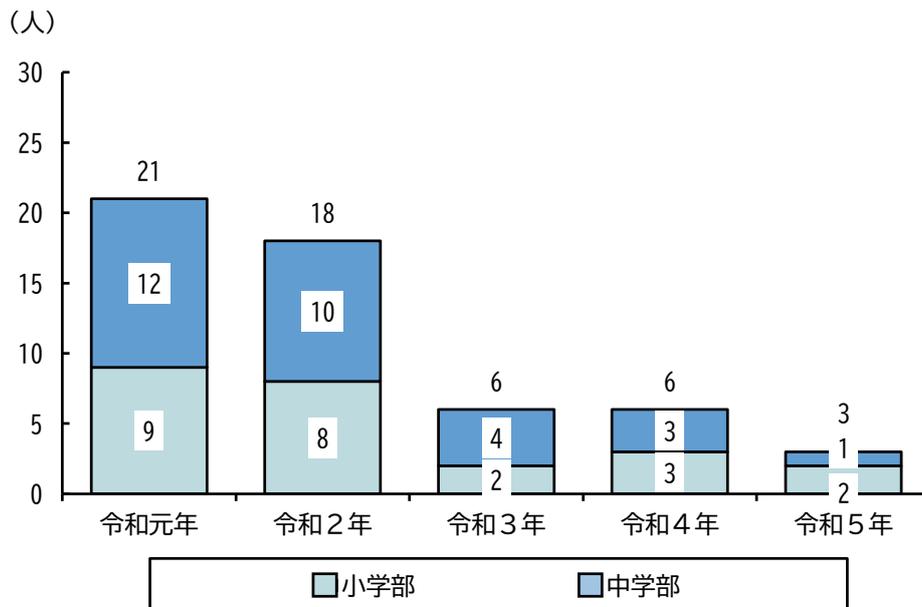
特別支援学級の在籍者数は、小学校、中学校ともに年々増加しています。  
一方、特別支援学校の在籍者数は、小学部、中学部ともに減少傾向にあります。

【特別支援学級の在籍者数】



(各年5月1日現在)

【特別支援学校の在籍者数】



(各年5月1日現在)

## 2. 第6期障がい福祉計画の進捗

第6期小松島市障がい福祉計画における見込量（計画値）に対する利用実績（実績値）は、次のとおりです。

### （1）障がい福祉サービスの利用実績

#### ①訪問系サービス

訪問系サービスについて、令和4年度、5年度では、利用者数、延利用量ともに計画値を下回っています。

#### 【計画値と実績値（1か月あたり）】

サービス名	単位	令和3年度			令和4年度			令和5年度（見込）		
		計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比
居宅介護 重度訪問介護 行動援護 同行援護 重度障害者等包括支援	利用者数 （人）	150	154	102.7%	170	154	90.6%	170	154	90.6%
	延利用量 （時間分）	14,500	14,171	97.7%	15,000	13,862	92.4%	15,000	14,000	93.3%

#### ②日中活動系サービス

生活介護では、令和4年度のみ利用者数が計画値を上回っています。就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）では、利用者数、延利用量ともに計画値を上回っています。

その他の項目については、利用者数、延利用量ともに計画値を下回っています。

#### 【計画値と実績値（1か月あたり）】

サービス名	単位	令和3年度			令和4年度			令和5年度（見込）		
		計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比
生活介護	利用者数 （人）	150	149	99.3%	155	161	103.9%	160	150	93.8%
	延利用量 （人日分）	33,900	31,671	93.4%	35,030	32,822	93.7%	36,160	32,018	88.5%
自立訓練（機能訓練）	利用者数 （人）	0	0	/	0	0	/	0	0	/
	延利用量 （人日分）	0	0	/	0	0	/	0	0	/
自立訓練（生活訓練）	利用者数 （人）	11	4	36.4%	13	2	15.4%	15	8	53.3%
	延利用量 （人日分）	1,565	961	61.4%	1,846	344	18.6%	2,139	360	16.8%
就労移行支援	利用者数 （人）	8	8	100.0%	8	5	62.5%	8	3	37.5%
	延利用量 （人日分）	1,024	1,305	127.4%	1,024	723	70.6%	1,024	480	46.9%

サービス名	単位	令和3年度			令和4年度			令和5年度（見込）		
		計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比
就労継続支援（A型）	利用者数（人）	36	37	102.8%	38	48	126.3%	40	53	132.5%
	延利用量（人日分）	5,904	9,302	157.6%	6,232	11,574	185.7%	6,560	12,800	195.1%
就労継続支援（B型）	利用者数（人）	70	66	94.3%	70	73	104.3%	70	75	107.1%
	延利用量（人日分）	13,090	13,625	104.1%	13,090	15,220	116.3%	11,393	16,100	141.3%
就労定着支援	利用者数（人）	2	1	50.0%	2	1	50.0%	2	1	50.0%
療養介護	利用者数（人）	18	16	88.9%	18	17	94.4%	18	17	94.4%
短期入所（福祉型）	利用者数（人）	36	12	33.3%	38	13	34.2%	38	12	31.6%
	延利用量（人日分）	1,440	944	65.6%	1,483	925	62.4%	1,483	844	56.9%
短期入所（医療型）	利用者数（人）	10	1	10.0%	10	1	10.0%	10	3	30.0%
	延利用量（人日分）	190	85	44.7%	190	84	44.2%	190	105	55.3%

### ③居住系サービス

共同生活援助の利用者数は、令和3年度から5年度まで、施設入所年度は令和3年度、4年度で計画値を上回っています。自立生活援助は、利用がありませんでした。

#### 【計画値と実績値（1か月あたり）】

サービス名	単位	令和3年度			令和4年度			令和5年度（見込）		
		計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比
共同生活援助	利用者数（人）	24	27	112.5%	25	29	116.0%	26	27	103.8%
施設入所支援	利用者数（人）	73	74	101.4%	73	79	108.2%	73	72	98.6%
自立生活援助	利用者数（人）	0	0	/	0	0	/	0	0	/

### ④相談支援

計画相談支援の利用者数については、令和3年度では計画値を下回っていますが、令和4年度、5年度では計画値を上回っています。

#### 【計画値と実績値（1か月あたり）】

サービス名	単位	令和3年度			令和4年度			令和5年度（見込）		
		計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比
計画相談支援	利用者数（人）	425	366	86.1%	465	507	109.0%	505	680	134.7%
地域移行支援	利用者数（人）	0	0	/	0	0	/	0	0	/
地域定着支援	利用者数（人）	0	0	/	0	0	/	0	0	/

## ⑤障がい児支援

放課後等デイサービス、保育所等訪問支援では、いずれの年度においても、利用者数、延利用量ともに計画値を下回っています。その他の項目では、概ね計画値を上回っています。

【計画値と実績値（1か月あたり）】

サービス名	単位	令和3年度			令和4年度			令和5年度（見込）		
		計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比
児童発達支援	利用者数（人）	24	25	104.2%	22	35	159.1%	20	39	195.0%
	延利用量（人日分）	2,592	1,498	57.8%	2,376	2,827	119.0%	2,160	3,772	174.6%
医療型児童発達支援	利用者数（人）	0	0	/	0	0	/	0	0	/
	延利用量（人日分）	0	0	/	0	0	/	0	0	/
放課後等デイサービス	利用者数（人）	127	122	96.1%	132	132	100.0%	137	131	95.6%
	延利用量（人日分）	18,034	13,645	75.7%	18,744	16,231	86.6%	19,454	17,206	88.4%
保育所等訪問支援	利用者数（人）	7	1	14.3%	7	1	14.3%	7	1	14.3%
	延利用量（人日分）	43	16	37.2%	43	11	25.6%	43	16	37.2%
居宅訪問型児童発達支援	利用者数（人）	0	0	/	0	0	/	0	0	/
	延利用量（人日分）	0	0	/	0	0	/	0	0	/
障がい児相談支援	利用者数（人）	151	158	104.6%	154	194	126.0%	157	250	159.2%
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	実配置者数（人）	3	3	100.0%	3	5	166.7%	3	5	166.7%

## (2) 地域生活支援事業の利用実績

## ①理解促進研修・啓発事業

理解促進研修・啓発事業については、いずれの年度も計画どおり実施されています。

【計画値と実績値（1か月あたり）】

サービス名	単位	令和3年度			令和4年度			令和5年度（見込）		
		計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	/	有	有	/	有	有	/

## ②自発的活動支援事業

自発的活動支援事業については、いずれの年度も計画どおり実施されています。

## 【計画値と実績値（1か月あたり）】

サービス名	単位	令和3年度			令和4年度			令和5年度（見込）		
		計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有		有	有		有	有	

## ③相談支援事業

相談支援事業については、いずれの年度も計画どおり実施されています。

## 【計画値と実績値（1か月あたり）】

サービス名	単位	令和3年度			令和4年度			令和5年度（見込）		
		計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比
障害者相談支援事業	実施箇所数（箇所）	6	6	100.0%	6	7	116.7%	6	6	100.0%
基幹相談支援センター	設置の有無	無	無		無	無		無	無	
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有		有	有		有	有	
住居入居等支援事業	実施の有無	有	有		有	有		有	有	

## ④成年後見制度利用支援事業

成年後見制度利用支援事業は、いずれの年度も計画どおり実施されています。

## 【計画値と実績値（年間の数値）】

サービス名	単位	令和3年度			令和4年度			令和5年度（見込）		
		計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比
成年後見制度利用支援事業	利用者数（人）	1	1	100.0%	1	1	100.0%	1	1	100.0%

## ⑤成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度法人後見支援事業については、いずれの年度においても、利用がありませんでした。

## 【計画値と実績値（年間の数値）】

サービス名	単位	令和3年度			令和4年度			令和5年度（見込）		
		計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比
成年後見制度法人後見支援事業	利用者数（人）	1	0	0.0%	1	0	0.0%	1	0	0.0%

## ⑥意思疎通支援事業

手話通訳者・手話奉仕員・要約筆記者派遣事業の利用者数については、いずれの年度においても、計画値を上回っています。手話通訳者設置事業については、いずれの年度も計画どおりの設置数となっています。

## 【計画値と実績値（年間の数値）】

サービス名	単位	令和3年度			令和4年度			令和5年度（見込）		
		計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比
手話通訳者・手話奉仕員・要約筆記者派遣事業	利用者数（人）	115	134	116.5%	118	136	115.3%	126	150	119.0%
手話通訳者設置事業	設置者数（人）	1	1	100.0%	1	1	100.0%	1	1	100.0%

## ⑦日常生活用具給付事業

在宅療養等支援用具、情報・意思疎通支援用具の給付件数については、いずれの年度も計画値を上回っています。排泄管理支援用具については、令和5年度のみ計画値を上回ることが見込まれています。その他の項目では、計画値を下回っています。

## 【計画値と実績値（年間の数値）】

サービス名	単位	令和3年度			令和4年度			令和5年度（見込）		
		計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比
介護訓練支援用具	給付件数（件）	5	1	20.0%	6	1	16.7%	7	1	14.3%
自立生活支援用具	給付件数（件）	9	0	0.0%	9	3	33.3%	9	5	55.6%
在宅療養等支援用具	給付件数（件）	4	6	150.0%	4	10	250.0%	4	12	300.0%
情報・意思疎通支援用具	給付件数（件）	8	6	75.0%	9	15	166.7%	7	18	257.1%
排泄管理支援用具	給付件数（件）	1,422	1,368	96.2%	1,444	1,434	99.3%	1,471	1,500	102.0%
居宅生活動作補助用具	給付件数（件）	2	1	50.0%	2	0	0.0%	2	1	50.0%

## ⑧手話奉仕員養成研修事業

手話奉仕員養成研修事業の受講者数については、令和3年度、4年度、5年度とコロナ禍によって研修を行っていないので、受講者数の実績はありません。

## 【計画値と実績値（年間の数値）】

サービス名	単位	令和3年度			令和4年度			令和5年度（見込）		
		計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比
手話奉仕員養成研修事業	受講者数（人）	10	0	0.0%	10	0	0.0%	0	0	0.0%

## ⑨移動支援事業

個別支援型の利用者数については、令和5年度では計画値を上回る見込みです。車両移送型の利用者数については、令和5年度では計画値通りとなる見込みです。その他の項目では、いずれの年度においても計画値を下回っています。

## 【計画値と実績値（年間の数値）】

サービス名	単位	令和3年度			令和4年度			令和5年度（見込）		
		計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比
個別支援型	利用者数（人）	58	54	93.1%	58	55	94.8%	58	60	103.4%
	延利用量（時間）	7,300	5,312	72.8%	7,300	5,449	74.6%	7,300	5,500	75.3%
車両輸送型	利用者数（人）	5	3	60.0%	5	3	60.0%	5	5	100.0%
	延利用量（時間）	587	298	50.8%	598	279	46.7%	587	300	51.1%

## ⑩地域活動支援センター

実施箇所数については、各年度とも計画値どおりとなっています。利用者数については、令和3年度では計画値を下回っていますが、令和4年度は計画値どおり、令和5年度では計画値を上回る見込みです。

## 【計画値と実績値（年間の数値）】

サービス名	単位	令和3年度			令和4年度			令和5年度（見込）		
		計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比
地域活動支援センター	実施箇所数（箇所）	1	1	100.0%	1	1	100.0%	1	1	100.0%
	利用者数（人）	14	13	92.9%	14	14	100.0%	14	15	107.1%

## ⑪その他の事業

全てのサービスにおいて、いずれの年度も計画どおり実施されています。

## 【計画値と実績値（年間の数値）】

サービス名	単位	令和3年度			令和4年度			令和5年度（見込）		
		計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比
福祉ホームの運営	実施の有無	有	有	/	有	有	/	有	有	/
訪問入浴サービス	実施の有無	有	有	/	有	有	/	有	有	/
生活訓練等	実施の有無	有	有	/	有	有	/	有	有	/
日中一時支援事業	実施の有無	有	有	/	有	有	/	有	有	/
社会参加促進事業	実施の有無	有	有	/	有	有	/	有	有	/
権利擁護支援	実施の有無	有	有	/	有	有	/	有	有	/

### 3. アンケート調査等からみる現状

#### (1) サービス提供事業所を対象としたアンケート調査

##### ①調査の概要

調査対象	市民が利用する市内及び県内の事業所（25事業所）
実施期間	令和5年12月11日～令和5年12月22日
調査方法	郵送・メール等による配布・回収
有効回答率	84%（配布数：25 有効回答数：21）

##### ②主な回答結果

テーマ	課題や今後の取り組み		
	分類	主な回答内容	
(1) 福祉施設等からの 地域生活への移行	サービスに関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サービス支給者数、支給量に応じた適正な事業所数と支援提供者数の把握と検討。</li> <li>・地域移行したのちでも自事業所（GHや他の事業）のサービスを提供できればいいが、新たな事業を行なう人材確保や設置費用の確保が困難である。</li> </ul>	
	制度に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常生活の自立に向けて支援する市や関係機関等が生活保護ではなく障がい者のための家賃補填等のバックアップが必要。</li> <li>・まずはグループホームへのステップアップ。次に1人暮らしへのステップアップ。グループホームに対する報酬が低い手が出せない。行政として検討して頂きたいと思う。</li> </ul>	
	支援体制・連携に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・グループホームで時間、金銭、炊事、整装など取り組む課題はたくさんある。日々生活支援員、世話人、宿直者が支援を行っていますが課題の達成には相当な負担がかかっている。各関係機関の方々のサポートが必要不可欠である。</li> <li>・行政・福祉施設・関係機関の連携。</li> </ul>	
	理解促進に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の理解。</li> </ul>	
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域移行に関しては課題が山積しているが、まず障害者が地域でどうやって生きていくのかの国、県、市としてのビジョンがまったく見えない。就労の問題（生活できる給与を稼ぎ出す）もあり、これは一方で障害者差別になりえると思われる。</li> </ul>	
(2) 精神障害にも対応した 地域包括ケアシステムの 構築	支援体制・連携に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・精神病院の参画。</li> <li>・医療との連携が重要なので病院併設型の施設や相談所が必要ではないか。</li> <li>・市町村保健師、保健センターと地域で一緒に活動することが重要。</li> <li>・各機関との連携強化（医療、介護、障がい、住居、就労、教育、地域住民等）。</li> <li>・賃貸住居の確保が難しい。関係機関でのバックアップ体制を構築し、住居確保に繋げていく。</li> <li>・精神障がいの有無や程度に関わらず、誰もが安心して暮らすことができるよう重層的な連携による支援体制を整える。</li> <li>・マネージメント能力の有無がポイント。</li> <li>・入院で精神疾患は直らない。</li> <li>・受け入れるとしても、対応可能なサービスがない。</li> <li>・市として地域包括支援の施設として市内の事業所を認定もしくは委託して、専門職員を置く予算をつける。ひのみね周辺に一局集中しすぎて、ひのみねが疲弊している。</li> </ul>	
		理解促進に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村は対象者のケースの共有は定期的には実施しているが、地域住民に対しての間接的な活動（身近に感じられるイベント）を積極的に取り組む。</li> <li>・地域住民に対する知識の普及。</li> </ul>
		人材に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係職員に対する積極的な研修の場の提供。</li> </ul>

テーマ	課題や今後の取り組み	
	分類	主な回答内容
(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実	支援体制・連携に関すること	・相談や支援を拒否するケースへの対応として関係者連携体制の構築。
		・警察や消防との連携、情報共有。
		・地域包括ケアと合わせて機能しているとはいえない。今表に出ている問題を有する人だけではなく、まだスポットの当たっていない困難者を救う施策が必要。
	制度に関すること	・包括ケアと同じく今後の福祉のポイントになると考えている。リーダーシップをとって積極的に利用できるシステムを構築するべきと思う。
理解促進に関すること	・地域生活支援拠点等有する機能申請を行う際数か月以上かかるため急な場合の市等の支援措置は必要だと思う。	
(4) 福祉施設から一般就労への移行等の推進（一般就労定着率の向上）	サービスに関すること	・様々な特性のある障がい者の方に合わせ、更なる短時間労働、在宅ワーク等多様性のある働き方や職場の開拓も必要であると思われる。
		・多様な働き方。
		・障がい者専用求人を出しているがエントリーできる方がいない。就職希望者が少ない。
		・定着支援の強化が必要。
		・就労A、B型の質的、量的アップ。A型事業所の中で一般就労へのステップアップを意識して取り組んでいる事業所がどれくらいあるか疑問。
		・業務内容が偏っており、選択肢が非常に少ない。
		・障害者就労が出来る現状ではない。障害者のレベルが足りない。就労支援施設の覚悟が見えない。市としては高校生を対象とした放課後等デイと就労支援施設の質の向上を図るべきである。ビジネス福祉の根底は、成長させない方が儲かるという原理をしっかりと認識し、それなりに対応しなくては将来的に基礎年金や生活保護で破綻する。
		・コロナ禍により企業様からの受注量の減少、受注取り消しもあり売上額が減少し
	・各事業所における障がい者ができる仕事の切り出し。	
	理解促進に関すること	・障がいに関する職場の理解を促進するためのセミナー等の開催が必要。
		・一般就労定着率の向上は法人事業所としての課題でもある。市からの一般就労定着率の向上に向けて情報提供をしてほしい。
		・中小企業における障がい者雇用の壁のひとつが「障がい者とのどのように接してよいかかわからない」というもの。一般の方は、身近に障がい者がいないので、接し方を知らない。学校でも教えてくれない。周りに専門家も少ない。そこで、AIを活用し、障がい者の年齢や特性等を入力すると、接し方がわかるアプリを開発してほしい。地域の医師、A型B型事業所職員、行政等関係機関が協力しデータベースを作成すれば開発は可能。ぜひ小松島発、で世界初を目指してほしいです。
		・ステップアップに対するハードルが高い。現状ではステップアップしても長期定着はむずかしい社会システムがあると考えている。国民に対する意識改革が必要と思う。
・個々の障害特性の理解。		

テーマ	課題や今後の取り組み		
	分類	主な回答内容	
(5) 障がい児支援の 提供体制の整備等	支援体制・連携に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・成長する過程の支援であり、日々状況が変化中での支援である。少しの変化等も対応できるように努力もしているが、行政等にも気軽に相談できれば有難い。</li> <li>・小、中学校において特別支援コーディネーターが配置されているが機能していない。巡回相談等利用できる外部機関があるが、学校が閉鎖的と感じる。巡回相談とコーディネーターの定期会議を持つなど顔の見える関係作り、連携の強化。</li> <li>・中高生の職場体験。</li> <li>・各関係機関との連携が必要。家庭相談員さんには大変お世話になっている。</li> </ul>	
	サービスに関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療的ケア児増加に対するの対策。受け入れ先が少ない。家族の負担が大きい中で限られた資源しかない。</li> <li>・医療的ケア児をショートステイの受け入れる場所が少なく、保護者から「もっと受け入れ場所を増やして欲しい」との声をよく聞く。ただし、人員配置の問題や稼働率の維持ができなければ採算に合わずリスクが高い。どのようにすれば持続可能な事業継続ができるのか検討が必要。</li> <li>・放課後等デイサービスは乱立し、選べる現状にある。</li> <li>・質の差が大きすぎる。特に、障害児の見立て（なにが必要か、過不足なくプランを立てる）が出来た人が少なすぎる。保護者、本人ニーズを満たすことが全てではない、保護者、本人の将来の為に彼らを教育できる施設が増えなくては、将来の障害者を増やしているに過ぎない。</li> <li>・放課後デイや児童発達支援のサービス内容の苦情を聞くことがある。質の高いサービス提供ができるよう行政は指導するべきと思う。</li> </ul>	
	人材に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児発、放課後等デイサービス事業所が新規参入してはすぐに定員オーバーする状況。事業所は決して少ない訳ではない。学校、子ども園、学童、児発、放デイとそれぞれの人材確保、育成を行い、児の特性に応じた適所、適正なサービス利用ができると良い。</li> </ul>	
	制度に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童発達支援を利用する場合も給食費負担がないようお願いしたい。</li> </ul>	
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内に重症心身障害児対象の事業所があるので来年度より事業を休止する</li> </ul>	
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所の増加。相談支援専門員の増加。</li> <li>・受け持ち件数の適正化を図り、質の向上。</li> </ul>
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所が少ない。参画しても事業継続できない仕組み自体に問題がある。これでは新規参入が望めない。市が積極的に補助や誘致を行うことで新規事業所を作ることが重要。また、相談支援事業所が法に基づき適正に実施されているか監査が行われていない。</li> </ul>
(6) 相談支援体制の 充実強化等	サービスに関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談支援員の質の差が大きすぎる。ダメな支援員は本当にゴミ。子どもの将来に悪影響すら及ぼす。また、大半の支援員は受給証を取ることが仕事と勘違いしている。国の報酬の問題もあるが、全子どもたちの発達支援につながる仕組みとは言い難い。</li> <li>・相談支援事業所によっては、担当障がい者の就労状況を見に来ず、電話での聞き取りのみで済ませるところもあるので事業所としては見てほしいと思う。</li> <li>・引き続き申請月もしくは誕生日の更新にすることで分散させることができる。</li> <li>・継続の方で療育が必要かどうかの見極めを聞き取りの時に行うことで、新規取得者が療育機関につながりやすくなる。</li> <li>・計画相談の量が多くなっている。（児童含む）</li> <li>・新たな相談支援事業所の設置。</li> <li>・サポートが必要な方の移動手段の確保。当事者や家族が気軽に集まれる居場所の確保。</li> </ul>	

テーマ	課題や今後の取り組み	
	分類	主な回答内容
(6) 相談支援体制の 充実強化等	制度に関する事	・利用者の方にスムーズにサービスを利用していただけるよう、また何かトラブルがあった際には速やかに対応できるよう日々邁進しているが、それに見合う報酬ではなく赤字運営を強いられている。
		・関係機関を見ていると予算と時間のバランスが難しく、継続が困難な事業にみえる。
		・業務に応じた報酬の見直し。
	支援体制・連携に関する事	・報酬が現状サービスと一致していない。基本的に体制改革がなければ事業としての長期継続は難しいと考える。今後縮小も考えている。
・相談支援事業所だけでは地域の相談支援体制を維持できない。課題に対して我がごととして捉え、行政の積極的な姿勢を求める。		
・分野（介護、医療、教育、保健等）を超えたケースが多くなっている。また枠組みにとらわれず障がいの種類や程度に応じたカスタマイズされた支援が必要		
人材に関する事	・南部I障がい者自立支援協議会で取り組む	
(7) 障がい福祉サービス等の 質を向上させるための 取り組みに係る体制の 構築	サービスに関する事	・相談支援体制強化の一環として委託相談支援事業所が中心となり指定相談支援事業所も含め連絡会議などで連携を図る。
		・相談支援専門員不足（赤字会計）
		・個別のニーズに対応できるように質、量の充実が必要。
		・各サービスに若干の幅を持たせ、個々の状況に応じた対応を継続してもらいたい。
	人材に関する事	・苦情調整。
		・各事業所の得意分野をはっきりとさせ、選ぶ側が何となく預ける以外の利用が出来る状況を増やす。
		・障がい福祉に関係する研修も大切ではあるが、利用者（保護者）と職員の信頼関係が重要である。福祉関連の研修や資格ばかりでなく、同時に人間性や道徳心をそだてる研修や支援者が心豊かに優しい人間になれる支援も重要。
		・報酬を上げて、求職者の興味を引き、良い人材を集める
	制度に関する事	・市の職員が事業所を実際に見て、説明を受ける。
		・第三者評価事業。
・個別の車両移送型支援事業の周知と利用枠の拡大が必要。		
支援体制・連携に関する事	・研修科目により、加算増加。	
	・行政の指導が大切なポイントと考えている。行政も実情を理解した知識のある職員を配置し指導強化を図るべきと思う。	
その他	・医療的ケア児者の災害対応として、停電時に生命に直結する。医療的ケア児等支援センターに協力を得ながら早急な防災対策を関係機関で対応する必要がある。個別避難計画の作成。	
	・学校や教育委員会との連携を取りやすくする。いまだに放課後等デイをよく分かっていない先生もいるが、これらは完全に勉強不足だろう。子どもを取り巻く環境要因の一部なのだから、全教員に研修をうけさせ、概要位は知らせておかないと連携も取れない。	
	・市や機関で障がい者のためのイベントやマルシェなどをしてみてはどうかと思う。	

テーマ	課題や今後の取り組み	
	分類	主な回答内容
(8) 地域共生社会の実現に向けた取り組み	サービスに関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引きこもり者の把握。</li> <li>・宅配サービスによる見守り支援。</li> <li>・話し相手ボランティア。</li> <li>・民生委員による訪問支援。</li> </ul>
	理解促進に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・共生社会実現の一つとして小学生との交流を増やしていく。(学校でも力を入れている内容である)</li> <li>・障がい者とふれあい理解を深めてもらう。パラスポーツによる交流会や障がい者が発信し、できること、得意なことを知ってもらうための場所作り。(共同カフェ、パラスポ指導等)</li> <li>・引き続き地域の方々との交流を深めていきたい。</li> </ul>
	支援体制・連携に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・警察、消防との連携による情報共有。</li> <li>・地域の自治会との繋がり。</li> <li>・行政が積極的に取り組むべき。リーダーシップをとる課題と思う。</li> </ul>
	制度に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がいの区別をなくしたので、次は年齢の区切りに対してどのように対応していくかが求められるのでは。</li> <li>・まずは、旧態依然とした隔離福祉をやめるべき。壁の中にいる障害児、障害者では無くす。そうすれば、自然となじむが、施設という存在自体がすでに守る為に隔離する素地を持っている為、その辺りの意識改革が必要。地域共生のためには当事者自身の努力も必要。また、障害を「どれだけ周囲に迷惑をかけるか?」や「どれだけ自立して生きていくのに困るか」で判断するべき。地域共生出来ること無理な子もいる。これが差別ではなく、区別。出てくるのではなく、出る準備が間に合っていない子どもに対する地域に出るために必要な支援を行う施設(字を教える、数が数えられるではなく、人に危害を加えない等)が必要。この重度支援に関して、やはり「障害児だから仕方ない」という風潮が強すぎ、発達支援の歩みを止めているように思われる。</li> </ul>
	理解促進に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民の意識、啓発に力を入れていただきたい。</li> </ul>

テーマ	各サービス分野における現状や問題点、課題、今後どのように取り組みばよいか	
	分類	主な回答内容
①訪問系サービス	人材に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問介護職員の高齢化が顕著である。</li> <li>・事業所数が少ない上に人材不足。</li> <li>・必要とする時間や対応できる人材が不足している。特に強度行動障がいの方へのサービスが不十分。</li> </ul>
	サービスに関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療的ケア児者の受入れ事業所が少ない。</li> <li>・介護に終始していないのかの監視が必要。特に目が届きにくいので。</li> </ul>
	制度に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険と比較するとニーズが優先されすぎて過剰なサービス量になっていないだろうか。</li> </ul>
②日中活動系サービス	サービスに関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・希望するB型施設で、すでに実習や面接等を行い内定している状態にあるが、制度上の理由で、移行支援事業所による形だけの就労アセスメントは検討の余地がある。</li> <li>・通勤や通所方法。</li> <li>・各事業所の自己点検チェックによるサービスの向上。</li> <li>・就労A、B型ともに精神と知的が多く、肢体の方の利用ができない。また環境面の配慮が少ない。</li> <li>・国からの工賃アップの流れがあり、そのために作業所が利用者を選ぶことに繋がらないか懸念。また工賃維持のため就労支援員が残った委託作業をすることになり、利用者への必要な支援が行き届かなくなるのではないか。</li> </ul>
	人材に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢化対策。</li> <li>・日中活動とひとくくりにしてしまう市職員の意識改革。</li> <li>・生活介護はマンパワー不足。人材育成が必要。</li> </ul>

テーマ	各サービス分野における現状や問題点、課題、今後どのように取り組めばよいか	
	分類	主な回答内容
②日中活動系サービス	制度に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基準該当障がい福祉サービスでの介護施設の利用は、既存の障がい施設では適さない方にとって非常に有効で利用者は通所を楽しみ、いきいきと過ごしている。地域共生の面でも適している。</li> <li>・A型を運営している。18歳で支援学校を卒業後、自立生活をし、A型で仕事を検討したが、障害年金は20歳～のため、選択肢は生活保護となる。しかし、生活保護になると、給付額が多いため、仕事をしなくなる人が多い。障害年金給付年齢を引き下げるか、なにか良い制度を考えてほしい。</li> </ul>
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コロナ禍で社会活動が停止していたため、5類移行により、以前同様の経済の回復を期待しています。</li> </ul>
③施設・居住系サービス	サービスに関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日中活動ができない利用者への対応方法、生活支援のあり方。</li> <li>・グループホームの受け皿が不足している。</li> <li>・保険的待機者数が増加している。先での利用を考えているが、その受け皿が少ない。早めの利用開始や見送りによるタイミングのズレで利用できない状況。</li> <li>・障がい種別や程度に応じたニーズ対応が必要で、当事者にとってあまり選択できる状況ではない。</li> </ul>
	支援体制・連携に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・待機者の入所利用のタイミングと一致しない状況がある。</li> </ul>
	人材に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設入所支援はマンパワー不足。人材育成、感染症対策（クラスターが起る可能性が大きく不安）が必要。</li> </ul>
	制度に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自立支援型と終の住処型に分けるべき。</li> </ul>
④地域生活支援全般	支援体制・連携に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活に密着する重要な事業なので、手厚くしてほしい。</li> </ul>
⑤障がい児支援全般	支援体制・連携に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育ての不安や悩みを親同士で話してできる場所（障がい児の親の会があれば）の確保。</li> <li>・家族と学校、福祉との連携強化が進んでいない。</li> <li>・幼、小、中、高とステージごとの連携を密にしていく。</li> <li>・特に放課後等デイサービスでは学校と合同でプランを立てるような必要性のある場面が多々ある。（特に問題の多い子の場合）これがやりやすくなると、グッと子供は伸びると思う。</li> </ul>
	サービスに関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの利用計画作成や短期入所ができる事業所が少ないので、増えるよう働きかけをお願いしたい。</li> </ul>
⑥就労支援全般	支援体制・連携に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・難病者の就労支援体制としての医療。</li> <li>・一般では1年以内の離職者が多く、何故続かないのか等の検討、対策が必要。</li> <li>・本来、福祉、教育の集大成となるべき支援事業がと思われるが、現状としては定着就労には能力の足りない障害者が多々混ざっていると思う。見極めはシビアでなければまじめな支援者が疲弊してしまう。</li> </ul>
	理解促進に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報などで、職場開拓の促進をお願いしたい。「人が足りない！ そんな時は、ハローワークもしくは、お近くの就労継続支援事業所へ！」のような広報をお願いしたい。</li> <li>・障がい者雇用に対する、理解と啓発。</li> </ul>
	サービスに関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者専用求人企業等から多くいただいているが、施設側からご紹介しきれていない状況がある。</li> </ul>

テーマ	主な回答内容
<p>小松島市が障がい福祉施策の展開を進めるうえで、特に重点的に取り組むべき課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基幹相談支援センターの設置。地域生活支援拠点等の整備。</li> <li>・相談支援事業や地域生活支援拠点に関してしっかりと議論し地域特性を踏まえ新しい仕組みが必要と思われる。特に経験豊かな専門性を持ったスタッフの世代交代をしっかりとサポートし次世代の人材を育成していかなければ県南では将来質の低下もしくはサービス提供が十分できないなどの弊害も予想される。(各施設任せではダメ)</li> <li>・相談支援事業所が少なすぎる。サービスのライン引きの見直し。必要な人に必要なサービス量の検討。</li> <li>・全体的に福祉分野の人材不足が課題。募集をしても応募が乏しい。人材確保対策として行政と協働で取り組みが必要。</li> <li>・障がい者(児)のいる家庭に生活用品を配る 障がい児(女児)のいる家庭に生理用品を配る等の日常的に役立つ支援を行う 障がい児を育てる家庭の相談できる場所等を開いたりする。</li> <li>・地震や水害などが起こった時の支援。小松島市総合福祉センターにエレベーターを設置。</li> <li>・公共的機関(行政、教育機関、社協等)における、障がい者雇用枠の拡大。</li> <li>・小松島は重度の強度行動障害の利用者が多いと感じている。障がい区分とサービス提供の質が一致していないケースも多く存在する。再検討する必要があるのではないか。強度の利用者様支援には事業所の負担(職員の負担)が大きすぎる。市は事業所に任せきりにするのではなく、後方支援を考えるべきではないかと思う。このままだと事業所が強度の方の受け入れが出来なくなる日も近いと考える。</li> </ul>
<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域生活における課題は、ますます増加すると思われる。潜在化した課題への対策の検討をして頂きたい。</li> <li>・海に近い自治体でありながら、災害時の計画策定が進んでいない。津波災害時に浸水想定にある施設と具体的な意見交換の場をもちたい。各施設のもつ課題を集約する必要があるのでは感じる。(一施設だけではどうにもならない。) 例：津波の発災後、1階部分の機能は使用不可となる。これにより、電源供給の停止、非常用電源への燃料補給も停止となり、タンク内の燃料のみで稼働することが想定され、実質時間が短くなる。人工呼吸器など医療機器のある場所においては、ポータブル電源などの活用を行うが、復旧までに時間を要する場合などの課題がある。</li> <li>・障害者の権利もわかるが、義務も果たして始めて平等と思う。今の流れは世界的に歪みがあると思う。維持できるとは思えない。市に期待することはトレンドを追うのではなく本当に必要なものを見極め、特定ではなく広い範囲のため、生活を救うことであり、今の流れに流されて財政破綻するような事だけは避けてもらいたい。そして、本当に意味で地域共生(みんなが同じ地域でもちつもたれつ生活する環境)を実現して頂きたい。</li> <li>・普段から、障がい者への理解や配慮に感謝しております。市役所内での物品販売やイベントの参加等を通じ、社会参加できることを利用者共々喜んでおります。このような機会をご用意頂ければ幸いです。</li> <li>・実情を理解した方が参画し積極的な話し合いのもと策定していただきたい。目標設定しても参画された方が目標をクリアするわけでもなく実践者でもないと思われるので、絵にかいたモチにならず現実を見ていただきたいといつも願っています。</li> </ul>

※アンケートについては回答を転記しております

## (2) 障がい者団体へのヒアリング調査

### ①調査の概要

調査対象	小松島市身体障がい者連合会、花みずき21世紀会、小松島市手をつなぐ親の会、小松島市ろうあ者協会、小松島市社会福祉協議会
実施期間	令和5年12月
調査方法	ヒアリングシートを配布の上、懇談会形式による聞き取り

### ②主な聞き取り結果

テーマ	主な聞き取り内容
(1) 啓発・交流	<p>取り組みの現状</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・団体としては、この3年間活動が停滞している。以前の状態に戻るのがとても大変。市の理解促進キャンペーンや理解促進授業に協力参加しています。</li> <li>・小松島市介護福祉課が開催している障がい者理解促進キャンペーンで障がい理解啓発チラシや当会リーフレットを配布している。</li> <li>・地域社会には様々な心身の特性や、考え方を「多様な人」で構成されていますが、こうした多様な人を楽しめず障がいのある人に対する差別があり、障がい者本人も自分は普通ではないと信じている。その考え方の誤りを正し、障がいの有無にかかわらず、誰もが人権を大切に支えあい生きることができるということを福祉教育として毎月1回勉強会を開催している。</li> <li>・小学校の総合学習時間において車いす体験の指導をおこない福祉や障がいについての理解を進めている。</li> <li>・福祉まつりや社会福祉大会等の行事を通じて、福祉団体や障がい者（児）施設と市民の交流の機会を提供している。</li> <li>・小学生の手話教室の開催。</li> <li>・認知症高齢者への理解を進めるため出前講座や集いの場の支援を行っている。</li> </ul>
	<p>課題や今後の取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・キャンペーンや授業など、とても貴重な機会なので広く広報してほしいです。</li> <li>・福祉関係にかかわらず、市等主催の行事に啓発の機会を設けるといいと思います。</li> <li>・課題としては、施設内で福祉教育の時間を設けても、社会的障壁を取り除くことが難しく、言動、容姿で差別を受けることがあり、障壁を取り除くには、障がいへの理解推進について学校教育、企業研修の中でより積極的に取り組むべきである。</li> <li>・障がいに対する誤解や偏見は、障がいに対する理解不足が原因であり、今後もリーフレット等で正しい知識の普及活動を行う予定。</li> <li>・子ども等の若年層と障がいのある方等の交流の機会を充実させたい。多様な世代、人々が交流を深めることで心のバリアフリーが促進できると考えている。</li> </ul>
(2) 地域福祉・緊急時の支援	<p>取り組みの現状</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県や市、他団体主催の講演や研修に参加するのみで、団体としては何もできていない状況です。</li> <li>・県の食糧支援活動の物資配布のボランティアに参加。</li> <li>・高齢者の「困りごと」ボランティアで家具の移動、庭木の剪定。</li> <li>・各種相談会にて緊急時の「緊急時安心シート」を配布し、冷蔵庫等目につきやすい場所に設置してもらうことで、もしもの時に備える活動を行っている。</li> </ul>
	<p>課題や今後の取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・団体として、障がい特性を理解していただいたうえで、地域活動にご協力いただけるようにアピールしていきたい。それを市が広報したり、機会を提供してほしい。</li> <li>・高齢者の「困りごと」のボランティアを知り合いだけにとどまらず、多くの人の利用してもらえよう広報活動に努める。</li> <li>・現在活動中のボランティアの高齢化とコロナ禍での活動休止や解散で活動人口が減少している。</li> <li>・現在に活動について、広く知っていただくことで新しい人や活動が広がるよう啓発活動を充実させたい。</li> <li>・防災訓練は施設から避難所への経路及び所要時間の確認は定期的に行っているが、避難解除後の対応について、利用者、家族を含めて再検討をする。</li> <li>・防災や災害時、避難場所として障がい者（児）の居場所を確保してほしい。施設や避難場所の中に部屋等がほしい。</li> <li>・「緊急時安心シート」は常に最新の情報でなければ意味がないので、情報の更新し忘れを防ぐ必要がある。</li> </ul>

テーマ		主な聞き取り内容
(3) 療育・教育	取り組みの現状	・聴覚障がい児の療育、教育の場は少なく、専門性を持ったところはほとんどありません。団体の会員も高齢化が進み、児に対する取り組みができていない状況です。
	課題や今後の取り組み	・聴覚障がいについて理解し、関係機関につなげるよう情報収集し発信してほしいです。人数が少ないため、児やその家族が孤立しないよう団体等につなげてくれると助かります。
(4) 雇用・就労	取り組みの現状	・当施設では、利用者が日々規則正しい生活を送るよう指導し、A,B型、就労及び一般就労で働くことができるように職業訓練を行い、B型就労施設に体験として見学を行っている。 ・福祉サービスから一般就労等にスムーズにつながるよう関係機関等と連携が必要。
	課題や今後の取り組み	・施設の安定運営としては、利用者ができる仕事が少なく、コロナ禍で中止になった作業もあり、就労による賃金の確保が非常に困難であるため、新規の作業を導入することを検討している。
(5) 社会参加	取り組みの現状	・外出支援としては、急速に進む無人化に対応できるように、スーパーでの無人レジ、切符の買い方、飲食店でのタブレット注文等施設内でシミュレーションをしてから実際に体験している。 ・視覚障がい者同行援護の地域格差は是正に向け陳情中。 ・休日レスパイトハピフホやKフレンズの運営支援を行っている。障がい者（児）とボランティアがスポーツやレクリエーション等で交流している。 ・障がい者の交流や社会参加を目的として各種イベントを実施している。
	課題や今後の取り組み	・視覚障がい者同行援護を旧四市と比較すると小松島市が一番制度上遅れている。 ・手話通訳等の派遣事業はスムーズに使えるようになりましたが、まだまだ意思疎通支援が提供されていない行事等がたくさんある。LINEやYouTube等のネット配信も増えてきたが、字幕等もなく残念である。早急に対応してほしい。 ・社会参加の課題としては、コミュニケーションをとる対象となる人たちに限りがあり、毎回同じ人たちとなり新しい出会いが少ないので、港まつりや学校行事に参加できる機会を作ってほしい。 ・参加障がい者（児）に限られている。参加者を増やしたいと思うが、サポートするボランティアの高齢化や減少がありむずかしい。ボランティアの養成が必要。
(6) 保健・医療	取り組みの現状	・健康寿命マスターの出前講座を開催して健康づくりを推進している。 ・こころの健康づくりの推進として、当施設では「心のケア」の時間を設け、個別にメンタルケアを月2回行っている。
	課題や今後の取り組み	・講座では障がい別にサポートする内容が違うのでボランティアの人手が足りない。 ・気軽に相談できるよう窓口に通訳設置や通訳が付く日の設定等を考えてほしい。 ・スタッフだけでは解決できない悩みや家族間のトラブルもあり、メンタルケアが完全な形になっていないのが現状だが、利用者の立場になって考え共有できるようにスタッフの研修も進めて行く予定。
(7) 情報提供・相談支援・権利擁護	取り組みの現状	・今まで何度か要望書等の形で聴覚障がいに配慮した情報提供等を要望してきましたが、まだまだ通訳や文字情報が十分ではない。 ・障がい福祉サービス情報の提供や各種相談会。 ・権利擁護については、当施設スタッフ2名が権利擁護支援者養成研修を受講し、ステップ2まで終了している。 ・小松島市成年後見ひだまりにて権利擁護に関する相談や成年後見制度の利用促進を行っている。 ・包括支援体制構築事業にて相談支援包括化推進員（社会福祉士）がアウトリーチ等で相談支援を行っている。 ・上記2つで各小学校区公民館にて「福祉まるごと相談会」の実施。
	課題や今後の取り組み	・市が率先して通訳や字幕等の設置をすることで、市民が目にするが増え理解促進につながると思う。 ・相談内容でまずどこに相談すべきか分からない、自分の聞きたいことがうまく伝えられずという状況が多いため、総合的な相談窓口を一本化して市や関係機関と連携するシステムの構築が理想。 ・養成研修で得た知識を、他のスタッフとも共有し障がい者の権利の勉強会を開催する予定。 ・成年後見センターは設置2年であるが、多くの相談をいただいでおり今後も増加するものと思われる。対応する職員の充実が必要である。

テーマ		主な聞き取り内容
(8) 福祉サービス	取り組みの現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家族や団体のつながりで補いつけているが、少子高齢化のため難しくなっている。</li> <li>・生活支援体制整備事業にて、みんなの家みなみこまつしま、みんなの畑わだじまを開設。少しずつ参加される方も増え交流の機会となっている。日常生活自立支援事業にて福祉サービスの利用支援や、金銭管理の他、相談活動を行っている。</li> </ul>
	課題や今後の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・場所の確保がとて難しい。コミュニケーションが難しいため、場所があっても孤独化しやすいため、市のみでなく団体や近隣市町村と協力していくことも必要だと思う。</li> <li>・障がいのある方のみならず、子どもから高齢者まで気軽に集える常設のカフェや開かれたスペースがあればよいのでは。そこに福祉や保健医療の専門員が時々訪れて相談できること。日常生活自立支援事業の利用希望の相談も増えている。生活支援員の増強が必要。</li> <li>・地域にグループホームが少なく、軽度の人しか利用できない。中度や重度でも利用でき、24時間体制の機能を持った施設が欲しい。</li> </ul>
(9) 生活環境	取り組みの現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報がない。</li> <li>・車いすの無料貸し出し。(3か月以内)</li> <li>・公共交通施設や建築物におけるバリアフリー化の推進。</li> <li>・「生活福祉資金貸付制度」の「福祉資金」「福祉費」に住宅増改修に必要な経費を障がい者世帯であれば借受け申請することができる。(限度額あり、審査あり、返済必要)</li> </ul>
	課題や今後の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たにまちづくりをするとき、関係団体等の声が届くような仕組みを作ってほしい。</li> <li>・関係者への制度についての情報の提供を図り、必要な方が適切に利用できるようにする。</li> <li>・点字ブロックの設置が少ない。</li> </ul>

テーマ	主な聞き取り内容
障がい者支援をする上での活動上の問題点や改善すべき課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・活動場所の確保にとて苦労している。会員の高齢化が進み、会の運営に携わる会員が減っている。</li> <li>・障がい者の個々に対応した支援をするため、スタッフが不足している現状にもかかわらず、最低賃金の引き上げに伴い、人員の削減や勤務時間の短縮を余儀なくされている。このため、利用者へのサービスに支障をきたし、施設行事の内容を変更することがあり、利用者の楽しみが減っている。改善すべき課題として、施設行事の見直し、賃借料の値下げ交渉、光熱費の削減を検討中。</li> <li>・個人情報の問題があり、会員外の障がい者の情報を取得しにくい。組織離れという傾向も伴ってか、若い人の会員が少ない。ボランティアやサポーターの人材不足。</li> </ul>
これから力を入れていきたい活動内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・次の時代を担う若い世代への理解促進や交流等を行っていききたい。高齢化に伴い、会員の見守りや安否確認等ができる体制づくり。情報の取得利用、意思疎通がスムーズに行えるような体制づくり。</li> <li>・障がい者の高齢化に伴い、知的、精神の障がいに加え、加齢による認知や運動障がいがある。障がい者の高齢化問題に対応できるよう、高齢の方への専門的な対応や健康管理において医療機関及び介護施設との連携を含め、スタッフのスキルアップに力を入れていきたい。</li> <li>・福祉教育の推進の充実。ボランティアの養成、支援を充実。</li> <li>・各種相談会や社会参加を促すような魅力的なイベント提案。</li> </ul>
活動をする上での行政に対する要望	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉に限らず、市の情報を広く発信してほしい。LINEやYouTube等で発信されているが、手話通訳も字幕もついていないため情報が届いていない。市主催のイベントにもほとんど手話通訳や要約筆記通訳が付いておらず、聴覚障がい者から依頼があれば対応している状態で、合理的配慮ができていないと感じる。</li> <li>・障がい者支援の活動内容や、利用方法等をより多くの人に知ってもらいたいと思っているが、現状の啓発活動だけでは限界があり、今後の課題だと思っている。今後、スマホ世代の障がい者に対応した啓発も考慮していただきたいと思います。</li> <li>・視覚障がい者同行援護の地域格差の是正。</li> </ul>
小松島市が障がい福祉施策の展開を進めるうえで、特に重点的に取り組むべき課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ハード面での充実も必要だが、人と人とのつながりやコミュニケーションが取れること、理解しあえることが大切だと思うので、理解促進を重点的に取り組むことが望ましいと思う。</li> <li>・障がい者について理解のある住民を増やす。相談支援体制の充実。</li> <li>・障がい者の活動の場を広げ、自由な社会参加が可能となる社会にしていきたい。道路、駅、建物等生活面で物理的な障壁の除去への取り組みと心のバリアフリー化、視覚障がい者同行援護の地域格差の是正。</li> </ul>
その他の意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・親しみやすさやきめ細かい対応が、小松島の良さだと思っています。この良さが継続しつつ、時代に合った福祉施策が展開されることを願っています。</li> <li>・建物等生活面で物理的な障壁の除去への取り組みは、担当者や関連機関が障がい者疑似体験をすることで、気づき他人事ではなく自分の事としてユニバーサルデザインの考え方が深く浸透すると考えます。</li> </ul>

※アンケートについては回答を転記しております

## 第3章 第7期障がい福祉計画

### 1. 第7期障がい福祉計画における成果目標

#### (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

##### 【市の考え方】

国の基本指針では、施設入所者の6%以上を地域生活へ移行、5%以上減らすよう示されています。

本市における令和4年度末時点の施設入所者数は79人であり、国の指針を踏まえた上で、5人以上を地域生活へ移行、施設入所者数を74人以下にすることを目標として設定します。

##### 【国の指針】

国の基本指針1	<b>【地域生活移行者の増加】</b> ・令和4年度末の施設入所者の6%以上が地域生活へ移行 <b>【施設入所者数の削減】</b> ・令和4年度末時点の施設入所者の5%以上を削減
---------	--

##### 【市における目標】

	項 目	数 値
基準値	令和4年度末時点の施設入所者数	79人
目標値	令和8年度末時点の地域生活移行者数	5人(6.3%)
	令和8年度末時点の施設入所者数	74人(6.1%減)

## (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

### 【市の考え方】

国の基本指針において示されている項目については、徳島県が目標の設定を行うため、本市では目標値の設定は行いません。

ただし、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築については、本市においても推進が必要となっており、南部I障がい者自立支援協議会を活用し、保健・医療・福祉関係者による協議の場を継続、毎年度1回以上開催します。

### 【国の指針】

国の基本指針2	<p>【精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数】(都道府県)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平均325.3日以上</li> </ul> <p>【精神病床における1年以上患者数】(都道府県)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・65歳未満、65歳以上それぞれの目標値を国が提示する推定式により設定</li> </ul> <p>【精神病床における退院率】(都道府県)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入院後3カ月時点の退院率を68.9%以上、6カ月時点84.5%以上、1年時点91%以上</li> </ul>
---------	---

## (3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

### 【市の考え方】

令和4年度末時点で未設置の地域生活支援拠点について、整備方法や拠点が備える機能の検討を行っており、今後も市及び圏域の状況を踏まえ、整備に向けて検討を行います。

### 【国の指針】

国の基本指針3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各市町村に地域生活支援拠点等を整備し、年1回以上運用状況を検証、検討</li> <li>・各市町村又は圏域にて強度行動障がい者を有する者への実情や求めるサービスの調査及び地域関係機関が連携した支援体制の整備</li> </ul>
---------	--

### 【市における目標】

	項目	数値
目標値	令和8年度までに地域生活支援拠点の整備	1整備
	地域生活支援拠点における運用状況の検証・検討	年1回以上
	令和8年度までに強度行動障がい者を有するものへの調査及び支援体制の整備	1整備

## (4) 福祉施設から一般就労への移行等

### 【市の考え方】

一般就労への移行者数については、本市では全体の移行実績が少ないため、事業ごとの移行者数については目標を設定せず、移行者数全体の目標のみを設定します。

就労移行支援事業等の利用者で一般就労を希望する人たちへのサポートを図るとともに、就労定着支援事業所や相談支援事業所との連携のもと、就労定着率の向上をめざします。

### 【国の指針】

国の基本指針4	<p>【一般就労移行者の増加】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年度実績の1.28倍以上 うち就労移行支援 1.31倍以上、就労A型1.29倍以上、就労B型1.28倍以上</li> <li>・就労移行支援事業等を通じて一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所が全体の5割以上に</li> </ul> <p>【就労定着率の増加】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・就労定着支援事業の利用者数が令和3年度の実績の1.41倍</li> <li>・就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上に</li> <li>・都道府県等が協議会（就労支援部会）等を設けて雇用や福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進（都道府県）</li> </ul>
---------	--

### 【市における目標】

#### ①一般就労への移行者数

	項 目	数 値
基準値	令和3年度に就労移行支援事業等を利用して一般就労へ移行した人数	2人
目標値	令和8年度に就労移行支援・就労継続支援（A・B）事業等を利用して一般就労へ移行した人数	3人（1.5倍）

#### ②一般就労への移行者割合5割以上の事業所割合

	項 目	数 値
基準値	令和3年度末における就労移行支援事業所数	0か所
	令和3年度末における就労移行支援事業所のうち一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所数	0か所
目標値	令和8年度に一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所数	1か所

③就労定着支援事業利用者数

	項 目	数 値
基準値	令和3年度末における就労定着支援事業の利用者数	1人 (移行者数の50%)
目標値	令和8年度末における就労定着支援事業の利用者数	1人 (移行者数の30%)

④就労定着支援事業所数

	項 目	数 値
基準値	令和3年度末における就労定着支援事業所数	1カ所
	令和3年度末における就労定着支援事業所のうち 就労定着率が7割以上の事業所数	1カ所 (全体の100%)
目標値	令和8年度末における就労定着支援事業所のうち 就労定着率が7割以上の事業所数	1カ所 (全体の100%)

## (5) 障がい児支援の提供体制の整備等

### 【市の考え方】

本市では、児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実、重症心身障がい児を支援する事業所の確保、医療的ケア児支援のための協議の場の設置、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置、いずれについても既に体制が整備されています。

今後も継続して安定的なサービス提供が行われるよう、適切な働きかけを継続します。

### 【国の指針】

国の基本指針5	<p>【児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所設置（圏域設置も可）</li> <li>・全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築</li> </ul> <p>【難聴児支援のための中核的な機能を有する体制の構築】（都道府県）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童発達支援センター、特別支援学校（聴覚障がい）等の連携強化を図るなど、難聴児支援のための中核機能を有する体制を確保</li> </ul> <p>【重症心身障がい児を支援する事業所の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保（圏域確保も可）</li> </ul> <p>【医療的ケア児支援のための協議の場の設置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児に関するコーディネーターを配置する（圏域確保も可）</li> <li>・医療的ケア児支援センターを設置し、医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターを配置（都道府県）</li> <li>・障がい児入所施設の入所児童の18歳以降の以降調整に係る協議の場を設置（都道府県）</li> </ul>
---------	---

## 【市における目標】

## ①児童発達支援センターの設置

	項 目	数 値
目標値	児童発達支援センターの設置箇所数	2カ所（継続）

## ②保育所等訪問支援の充実

	項 目	数 値
目標値	保育所等訪問支援事業の実施箇所数	4カ所（継続）

## ③主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所

	項 目	数 値
目標値	主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所数	3カ所（継続）

## ④医療的ケア児支援のための協議の場の設置

	項 目	数 値
目標値	関係機関による連携・協議の場 （医療的ケア児等支援部会）	1カ所（継続）
	医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	5人（継続）

## （6）相談支援体制の充実・強化等

## 【市の考え方】

国が「相談支援体制の充実・強化等」を成果目標としたことを踏まえ、令和8年度までに基幹相談支援センターを設置し、障がいの種別や各種のニーズに対応した総合的・専門的な相談支援を行うことができる体制を確保することに努めます。

## 【国の指針】

国の基本指針6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各市町村又は各圏域で、相談支援体制の充実・強化に向けた体制を確保</li> <li>・協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善</li> </ul>
---------	--

## 【市における目標】

	項 目	数 値
目標値	令和8年度末における基幹相談支援センターの設置数	1カ所
	・南部I障がい者自立支援協議会における地域サービス基盤の開発・改善に関する協議	年10回以上

## (7) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る 体制の構築

### 【市の考え方】

市職員は、障害者総合支援法の具体的内容を理解するための取組を行い、障がい福祉サービス等の利用状況を把握し、障がい者等が真に必要な障がい福祉サービス等が提供できているのか検証を行うことが求められています。こうした取り組みを着実にを行い、障がい福祉サービス等の質を向上させるため、市職員の研修への参加促進等を行います。

### 【国の指針】

国の基本指針7	・各都道府県や各市町村において、サービスの質の向上を図るための体制を構築
---------	--------------------------------------

### 【市における目標】

	項 目	数 値
目標値	障がい福祉サービス等に係る研修への市職員の参加人数	20人
	南部I障がい者自立支援協議会等でのスキルアップ研修会を開催	年10回以上

## 2. 障がい福祉サービスの内容と見込量

### (1) 訪問系サービス

#### 【内容】

サービス名	内容
居宅介護（ホームヘルプ）	障がいのある人の自宅で、入浴・排せつ・食事等の身体介護、洗濯・掃除等の家事援助を行います。
重度訪問介護	障がいのある人の自宅で、入浴・排せつ・食事の介護、外出時における移動介護などを総合的に行います。
行動援護	障がいのある人が行動する際に生じる可能性のある危険を回避するために、必要な援護や外出時の移動介護等を行います。
同行援護	移動時や外出先で視覚的情報の支援（代筆・代読含む）や移動の援護、排せつ・食事等の介護等を行います。
重度障がい者等包括支援	対象者の心身の状態や介護者の状況、居住の状況等を踏まえて作成された個別支援計画に基づき、必要な障がい福祉サービス（居宅介護、重度訪問介護、行動援護、短期入所、生活介護等）を包括的に提供します。

#### 【見込量（年間）】

サービス名		令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問系サービス	実利用者数（人）	(R5/154)155	160	165
	延利用量（時間分）	(R5/13,862)14,000	14,450	14,900

#### 【見込量確保のための方策】

訪問系サービスは、日常生活を営むのに支障がある障がいのある人の居宅生活を支えるのに大変重要なサービスです。そのため、入所施設や精神科医療機関等からの地域移行を見据えて、受け皿となる事業所の拡大を図るため、多様な事業所の参入を働きかけるとともに、県が実施する人材育成事業等を活用し、人材の確保に努めます。また、サービスに関する情報提供に取り組むとともに、利用者本位のサービス提供を推進できるよう、サービス量の確保に努めます。

## (2) 日中活動系サービス

### 【内容】

サービス名	内容
生活介護	地域や入所施設で安定した生活を営むことができるよう、福祉施設で食事や入浴・排せつ等の介護や日常生活上の支援、生産活動等の機会を提供します。
自立訓練（機能訓練）	地域生活を営む上で必要となる身体機能や生活能力の維持・向上を図るため、理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーションや日常生活上の相談支援等を行います。
自立訓練（生活訓練）	地域生活を営む上で必要となる生活能力の維持・向上を図るため、食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援や、日常生活上の相談支援等を行います。
就労移行支援	一般企業等への移行に向けて、事業所内や企業における作業や実習、適性にあった職場探し、就労後の職場定着のための支援等を行います。
就労継続支援A型	通所により、雇用契約に基づく就労機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた必要な支援・指導等を行います。
就労継続支援B型	通所により、就労や生産活動の機会を提供（雇用契約は結ばない）するとともに、一般企業等での就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた必要な支援・指導等を行います。
就労定着支援	就労移行支援などを利用して一般就労へ移行した人を対象に、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう支援を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の支援を行います。
短期入所	障がい者支援施設やその他の施設で、短期間、入浴・排せつ・食事等の介護や日常生活上の支援を行います。

## 【見込量（年間）】

サービス名		令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	実利用者数（人）	(R5/160)165	170	175
	延利用量（人日分）	(R5/32,018)33,000	34,000	35,000
自立訓練（機能訓練）	実利用者数（人）	(R5/0)0	0	0
	延利用量（人日分）	(R5/0)0	0	0
自立訓練（生活訓練）	実利用者数（人）	(R5/8)10	12	14
	延利用量（人日分）	(R5/360)450	540	630
就労移行支援	実利用者数（人）	(R5/3)4	5	7
	延利用量（人日分）	(R5/480)640	800	1,120
就労継続支援A型	実利用者数（人）	(R5/53)55	57	59
	延利用量（人日分）	(R5/12,800)13,200	13,700	14,200
就労継続支援B型	実利用者数（人）	(R5/75)78	80	82
	延利用量（人日分）	(R5/16,100)16,744	17,173	17,603
就労定着支援	実利用者数（人）	(R5/1)2	2	2
療養介護	実利用者数（人）	(R5/17)18	18	18
短期入所（福祉型）	実利用者数（人）	(R5/12)15	15	15
	延利用量（人日分）	(R5/844)1,055	1,055	1,055
短期入所（医療型）	実利用者数（人）	(R5/3)5	5	5
	延利用量（人日分）	(R5/105)175	175	175

## 【見込量確保のための方策】

地域での生活を充実させるためには、日中の活動の場の保障が求められています。市内の事業所等との連携を図り、個別のニーズへの対応をめざします。就労継続支援A型、就労継続支援B型については、特に知的障がいのある人、精神障がいのある人でニーズが高いサービスとなっています。障がいのある人の就労支援や工賃の向上等も含め、サービス提供体制を整備します。また、就労定着支援は、就労移行支援等を利用し、一般就労に移行する障がいのある人が利用できるサービスとして、平成30年度から開始された新たなサービスであり、一般就労に移行する障がいのある人等に対してサービスの周知を行い、利用を促進します。

### (3) 居住系サービス

#### 【内容】

サービス名	内容
共同生活援助	家事等の日常生活上の支援、食事・入浴・排せつ等の介護、日常生活における相談支援、日中活動で利用する事業所等の関係機関との連絡・調整などを行います。
施設入所支援	夜間に介護が必要な人、通所が困難な自立訓練、就労移行支援の利用者に対し、夜間における入浴・排せつ等の介護や日常生活上の相談支援等を行います。
自立生活援助	障がい者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障がいのある人や精神障がいのある人などについて、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障がい者の理解力、生活力等を補う観点から、適時に適切な支援を行います。

#### 【見込量（年間）】

サービス名		令和6年度	令和7年度	令和8年度
共同生活援助	実利用者数（人）	(R5/27)27	27	27
施設入所支援	実利用者数（人）	(R5/72)72	72	72
自立生活援助	実利用者数（人）	(R5/0)0	0	0

#### 【見込量確保のための方策】

障がいのある人の自立した生活や地域での生活を継続する観点からも、また、本計画で成果目標を定めた入院・入所している人の地域移行を促進する観点からも、居住の場としてのグループホームの確保が必要となります。また、障がいのある人や家族の高齢化、地域生活への移行が進むことから、居住系サービスは今後とも需要の高いサービスであり、相談支援事業所と連携し、施設入所者の積極的な地域移行につながるよう、住まいについての協議や住宅改修等による住まいの確保に努めます。なお、自立生活援助については、平成30年度から開始された新たなサービスであるため、入所施設やグループホームの利用者に情報提供し、サービスの利用を促進します。

## (4) 相談支援

### 【内容】

サービス名	内容
計画相談支援	障がいのある人の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、サービス等利用計画の作成を行います。また、一定期間ごとに、サービス等の利用状況の検証を行い、計画の見直しやサービス提供事業所との連絡調整等を行います。
地域移行支援	住居の確保をはじめ、対象者が地域における生活に移行するための活動に関する相談、その他の便宜の供与を行います。
地域定着支援	対象となる障がいのある人と常時の連絡体制を確保し、障がい特性に起因して生じた緊急事態等の際の相談、その他の便宜の供与を行います。

### 【見込量（年間）】

サービス名		令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	実利用者数（人）	(R5/680)700	720	740
地域移行支援	実利用者数（人）	(R5/0)0	0	0
地域定着支援	実利用者数（人）	(R5/0)0	0	0

### 【見込量確保のための方策】

計画相談支援については、利用者の意向や心身の状況などを踏まえ、一人ひとりに応じたサービス利用計画などの作成を円滑に行えるよう、関係機関と連携し市内の事業所を中心とする相談支援体制の確立、相談支援専門員の育成や、サービス提供事業所の新規参入を促します。

地域移行支援、地域定着支援については、対象者が限られているため、計画期間中の利用は見込んでいませんが、必要に応じて支援できるよう、引き続き、人材の確保・育成の強化を図ります。

### 3. 地域生活支援事業の内容と見込量

#### (1) 必須事業

##### ①理解促進研修・啓発事業

###### 【内容】

サービス名	内容
理解促進研修・啓発事業	障がいのある人が日常生活及び社会生活を送る上で生じる社会的障壁をなくすため、地域住民を対象とした障がいや障がいのある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。

###### 【見込量（年間）】

サービス名		令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	(R5/有)有	有	有

###### 【見込量確保のための方策】

すでに本市において毎年実施されている事業ですが、引き続き地域の実情や社会情勢を踏まえた事業の充実を図り、広報誌などの多様な情報媒体を活用し、障がいのある人に関する情報提供、啓発に努めます。

##### ②自発的活動支援事業

###### 【内容】

サービス名	内容
自発的活動支援事業	障がいのある人やその家族等による交流活動やボランティア等の社会活動、障がいのある人も含めた地域における災害対策活動や日常的な見守り活動、これらの活動に関わるボランティアの養成など、地域において自発的に行われる活動を支援します。

###### 【見込量（年間）】

サービス名		令和6年度	令和7年度	令和8年度
自発的活動支援事業	実施の有無	(R5/有)有	有	有

###### 【見込量確保のための方策】

障がいのある人自らや家族・支援者が組織する団体・グループの育成・活性化を図るとともに、障がいのある人が地域で安心して暮らせるよう、住民の自発的な活動を促進します。

## ③相談支援事業

## 【内容】

サービス名	内容
障がい者相談支援事業 (ピアカウンセリング事業)	障がいのある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的とし、必要な情報の提供や相談を行います。
基幹相談支援センター	地域の相談支援の拠点として、障がいの種別や各種ニーズに対応する総合的な相談業務を実施します。
基幹相談支援センター等機能強化事業	特に必要と認められる能力を有する専門的職員を本市の相談員として配置する基幹相談支援センター等機能強化事業を実施します。
住宅入居等支援事業	賃貸契約による一般住宅への入居にあたって、保証人がいないなどの理由により入居が困難な障がいのある人に対して、必要な連絡調整等の支援を行います。

## 【見込量（年間）】

サービス名		令和6年度	令和7年度	令和8年度
障がい者相談支援事業	実施箇所数 (箇所)	(R5/6)6	6	6
基幹相談支援センター	設置の有無	(R5/無)無	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	(R5/有)有	有	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	(R5/有)有	有	有

## 【見込量確保のための方策】

相談支援事業所と適宜連携を図り、情報の共有に努めるとともに、県が実施する相談支援専門員の養成研修への参加の促進や広報・啓発活動などを行います。現在、本市では基幹相談支援センターは設置していませんが、センターの重要性を鑑み関係機関とも連携の上令和7年度の設置を目指します。また、障がいのある人の高齢化に対応するために、サービス等利用計画と介護保険のケアプランによる適切なサービスが提供されるよう、ケアマネジャー（介護支援専門員）との連携に努めます。

## ④成年後見制度利用支援事業

## 【内容】

サービス名	内容
成年後見制度 利用支援事業	成年後見制度の利用が必要であるにもかかわらず、身寄りがない等の理由により審判の請求をすることが困難な人、資力がないために成年後見人等に対する報酬が支払えず利用できない人に対し、市長申立てや成年後見人等に対する報酬の助成を行います。

## 【見込量（年間）】

サービス名		令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度 利用支援事業	実利用者数（人）	(R5/1)1	1	1

## 【見込量確保のための方策】

今後、制度の認知や高齢化が進むことで、成年後見制度の利用ニーズの増加が見込まれており、それに対応できる支援体制を整備します。

## ⑤成年後見制度法人後見支援事業

## 【内容】

サービス名	内容
成年後見制度 法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適切に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。

## 【見込量（年間）】

サービス名		令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度 法人後見支援事業	実施の有無	有	有	有

## 【見込量確保のための方策】

現在本市では令和3年度に中核機関を設置、令和5年度より小松島市社会福祉協議会で法人後見を実施しており、今後も適切に業務を行うことができるよう努めます。

## ⑥意思疎通支援事業

## 【内容】

サービス名	内容
手話通訳者・手話奉仕員・要約筆記者派遣事業	聴覚、言語機能、音声機能などの障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人に、障がいのある人とその他の人の意思疎通を仲介する奉仕員等の派遣を行い、意思疎通の円滑化を図ります。
手話通訳者設置事業	障がいのある人とその他の人の意思疎通を仲介する手話通訳者を設置し、聴覚、言語機能、音声機能などの障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人に対し、意思疎通の円滑化を図ります

## 【見込量（年間）】

サービス名		令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者・手話奉仕員・要約筆記者派遣事業	実利用者数 (人)	(R5/150)150	152	155
手話通訳者設置事業	設置者数(人)	(R5/1)1	1	1

## 【見込量確保のための方策】

聴覚、言語機能、音声機能などの障がいのある人の意思疎通支援を推進するため、手話通訳者・手話奉仕員・要約筆記者派遣事業及び手話通訳者設置事業の実施を継続します。また、障がいのある人のニーズに応じたサービスが提供できるよう、人材の確保と資質の向上に努めます。

## ⑦日常生活用具給付等事業

## 【内容】

サービス名	内容
日常生活用具給付等事業	日常生活の便宜を図るため、以下の自立支援生活用具など日常生活用具の給付を行います。
日常生活用具給付等事業の内容	
介護・訓練支援用具	特殊寝台や特殊マットなど、障がいのある人の身体介護を支援する用具や、障がいのある子どもが訓練に用いるいすなどを給付します。
自立生活支援用具	入浴補助用具や聴覚障がいのある人用屋内信号装置など、障がいのある人の入浴、食事、移動などの自立生活を支援するための用具を給付します。
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器や視覚障がいのある人用体温計など、障がいのある人の在宅療養等を支援するための用具を給付します。
情報・意思疎通支援用具	点字器や人工喉頭など、障がいのある人の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援するための用具を給付します。
排泄管理支援用具	ストマ用装具など、障がいのある人の排せつ管理を支援する衛生用品を給付します。
居宅生活動作補助用具	障がいのある人の居宅における円滑な生活動作等を図るため、小規模な住宅改修を行う際に費用の一部を助成します。

## 【見込量（年間）】

サービス名		令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練支援用具	給付件数（件）	(R5/1)2	3	4
自立生活支援用具	給付件数（件）	(R5/5)5	5	5
在宅療養等支援用具	給付件数（件）	(R5/12)12	12	12
情報・意思疎通支援用具	給付件数（件）	(R5/18)18	18	18
排泄管理支援用具	給付件数（件）	(R5/1500)1,520	1,540	1,560
居宅生活動作補助用具	給付件数（件）	(R5/1)2	2	2

## 【見込量確保のための方策】

日常生活の便宜を図るために、新しく開発された福祉用具などの効果的な物品の速やかな導入を検討します。また、技術発展による用具の機能向上等に合わせ、事業の効果的な運用に努めます。

## ⑧手話奉仕員養成研修事業

## 【内容】

サービス名	内容
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がいのある人等とのコミュニケーションの支援のため、手話奉仕員を養成するための講座を実施し、障がいのある人の社会参加と交流を促進します。

## 【見込量（年間）】

サービス名		令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話奉仕員養成研修事業	養成講習終了 見込み者数 (人)	(R5/4)5	5	5

## 【見込量確保のための方策】

手話奉仕員養成研修事業の実施により、奉仕員の確保と資質の向上をめざします。多くの市民が手話を習得することにより、市民理解の促進や聴覚障がいのある人との交流の促進につながるよう取り組みます。

## ⑨移動支援事業

## 【内容】

サービス名	内容
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促進します。

## 【見込量（年間）】

サービス名		令和6年度	令和7年度	令和8年度
個別支援型	実利用者数（人）	(R5/60)62	64	66
	延利用量（時間）	(R5/5,500)5,683	5,867	6,050
車両輸送型	実利用者数（人）	(R5/5)6	7	8
	延利用量（時間）	(R5/300)360	420	480

## 【見込量確保のための方策】

ニーズの増加に対応するため、事業所やヘルパーの確保に努めるとともに、質の確保の観点から対策を検討します。事業所等と連携し、多様なニーズがあることを踏まえた柔軟な運用を検討します。

## ⑩地域活動支援センター

## 【内容】

サービス名	内容
地域活動支援センター	障がいのある人に対して、創作的活動及び生産活動の機会を提供し、障がいのある人の社会参加、地域生活支援を促進します。

## 【見込量（年間）】

サービス名		令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域活動支援センター	実施箇所数(箇所)	(R5/1)1	1	1
	実利用者数(人)	(R5/15)16	17	18

## 【見込量確保のための方策】

医療機関から退院又は施設から退所して地域で生活している障がいのある人に対し、創作的活動、生産活動、社会との交流の機会を提供することにより、自立と社会参加の促進を図ります。地域活動支援センターに期待される役割は重要であることから、今後も利用者の状況に応じた多様なサービス提供の継続を図ります。

## (2) その他の事業（任意事業）

### 【内容】

サービス名	内容
福祉ホームの運営	家庭環境、住宅事情等の理由により居宅において生活することが困難な障がいのある人が福祉ホームで生活する場合に、必要な費用の一部を助成し、経済的負担の軽減に努めます。
訪問入浴サービス	家庭環境、住宅事情等の理由により居宅において入浴することが困難な障がいのある人のニーズの把握に努め、必要なサービスを確保します。
生活訓練等	パソコン講習、作業体験を実施する生活訓練等を実施し、障がいのある人の日常生活の質的向上に取り組みます。
日中一時支援	障がい者支援施設等に委託し、知的障がいのある人等の日中活動の場を設け、交流を促進するとともに、見守りや社会適応訓練等を実施することにより、介護者等の就労支援や休息時間の確保を図ります。
社会参加の促進	障がいのある人の体力増強や自分と異なった障がいを持つ人との交流を促進するため、障がい者体育大会や、余暇活動を行うスポーツ・レクリエーション教室等の開催、声の広報等の発行、自動車運転免許の取得及び自動車改造に要する費用の一部を助成する自動車運転免許取得・改造助成事業などを実施し、障がいのある人の社会参加を促進します。
権利擁護支援	障がいのある人の権利擁護を推進するため、成年後見制度の普及・啓発や障がいのある人の虐待防止に関わる取り組みを実施します。

## 【見込量（年間）】

サービス名		令和6年度	令和7年度	令和8年度
福祉ホームの運営	実施の有無	(R5/有)有	有	有
訪問入浴サービス	実施の有無	(R5/有)有	有	有
生活訓練等	実施の有無	(R5/有)有	有	有
日中一時支援	実施の有無	(R5/有)有	有	有
社会参加の促進	実施の有無	(R5/有)有	有	有
権利擁護支援	実施の有無	(R5/有)有	有	有

## 【見込量確保のための方策】

事業の実施にあたっては、今後もサービスの質が低下することのないよう、人材の確保や研修会などの積極的な実施に努めます。

また、地域生活や社会参加の観点からサービス利用の促進を図るため、多様な事業者の参入とサービスの種類や内容に関する情報提供に努めます。

## 4. 障がい児を対象とする事業の内容と見込量

### 【内容】

サービス名	内容
児童発達支援	障がいのある子どもに、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練等を行います。
医療型児童発達支援	通常の児童発達支援に併せて、理学療法等の訓練や医療的管理に基づいた支援を行います。
放課後等デイサービス	学校通学中の障がいのある子どもに、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に実施します。
保育所等訪問支援	保育所等を現在利用中（又は利用予定）の障がいのある子どもが、集団生活に適応するための専門的な支援を必要とする場合、その本人及び保育所等のスタッフに対して集団生活に適応するための訓練や支援方法の指導等を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重症心身障がい児などの重度の障がいがあり、障がい児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な子どもに、居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。
障がい児相談支援	障がい児通所支援を利用する障がいのある子どもに、障がい児支援利用計画を作成し、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	医療的ケアが必要な子ども（医療的ケア児）が必要な支援を円滑に受けられるよう、保健、医療、福祉等の関連分野間の連絡調整を行うための体制を整備します。

## 【見込量（年間）】

サービス名		令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	実利用者数（人）	(R5/39)42	46	50
	延利用量（人日）	(R5/3,772)4,062	4,449	4,836
医療型児童発達支援	実利用者数（人）	(R5/0)0	0	0
	延利用量（人日）	(R5/0)0	0	0
放課後等デイサービス	実利用者数（人）	(R5/131)132	135	138
	延利用量（人日）	(R5/17,206)17,400	17,800	18,200
保育所等訪問支援	実利用者数（人）	(R5/1)1	1	1
	延利用量（人日）	(R5/16)16	16	16
居宅訪問型児童発達支援	実利用者数（人）	(R5/0)0	0	0
	延利用量（人日）	(R5/0)0	0	0
障がい児相談支援	実利用者数（人）	(R5/250)260	300	300
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	実配置者数（人）	(R5/5)5	5	5

## 【見込量確保のための方策】

障がい児通所支援については、サービス利用者への必要な情報提供等に努めるとともに、地域における身近な療育の場として引き続きサービスの充実に努めます。

障がい児相談支援については、相談支援事業所と連携し、障がいのある児童やその家族を切れ目なく支えることができるよう、相談支援体制の確保に努めます。

## 第4章 計画の推進体制

### 1. 計画の進行管理

本計画の推進にあたっては、各施策や事業の実施状況についてP D C Aサイクル（Plan・計画 → Do・実行 → Check・評価 → Act・改善）の4段階を繰り返すことで、継続的な評価・点検、及び施策の充実・見直しについての検討を進めます。また、計画の進捗状況について、「南部I 障がい者自立支援協議会」へ報告するとともに、市ホームページや広報紙等の多様な媒体を通じて情報を公開し、広く住民に周知します。あわせて、計画の推進にあたって幅広い市民意見の把握に努め、施策・事業の一層の推進や計画の見直し、次期計画の策定等に適宜反映していきます。

### 2. 計画推進体制の充実

#### (1) 庁内連携の強化

本計画の推進も含めて、障がい者施策は、保健・医療・福祉・教育・就労・生活環境など、分野ごとに細分化されています。このため、関係各課による情報交換や意見交換に努めるなど、行政各分野間における連携・調整の強化を図り、総合的・効果的な取り組みを推進していきます。

#### (2) 関係機関・団体との連携・ネットワークづくり

障がいのある人やその家族、関係団体、地域住民、相談支援及びサービス事業所、企業・事業者、行政等の役割を明確にしながら、相互の連携強化を図り、地域社会をあげた生活支援体制の確立を図ります。特に、相談支援事業者や福祉サービス事業者による相互の連携・調整を促進し、必要な人に必要な支援・サービスが行き届くようサービス体制の充実に努めます。

また、障がい者施策の円滑な推進に向け、徳島県や、障がい福祉に関係する関係機関等との連携を強化するとともに、各種制度の充実や財源の確保などをこれら機関に要請します。より充実したサービスを提供するため、広域的な対応が望ましい施策については、近隣自治体とともに取り組み、効果的な推進を図ります。

### **(3) 方針検討の場への障がいのある人の参画促進**

障がい者施策をはじめ、各分野の政策・方針を検討する際には、障がいのある人の視点からより暮らしやすいまちづくりを進めていくため、福祉分野以外の委員会などへの障がいのある人の積極的な参画を図り、障がいのある人やその家族の意見が反映できるような体制づくりを進めます。

### **(4) 専門従事者の育成・確保**

徳島県や近隣自治体、関係機関等との連携を通じて、障がい者施策を推進していく上で不可欠な保健・医療・福祉に関わる各種資格者、専門従事者等の人材育成に努めます。

### **(5) 財源の確保**

計画の着実な実施に必要な財源を確保するため、市においては効果的、効率的なサービス提供に努めるとともに、国や徳島県に対し財政的措置を講じるよう要望していきます。

# 資料

## 1. 計画策定の経過

日程	実施項目
令和5年12月1日	第1回計画策定委員会 1. 正副委員長の選出 2. 第6期障がい福祉計画の進捗について 3. 第7期障がい福祉計画の概要について 4. 策定スケジュールについて 5. アンケート及びヒアリング調査について
令和5年12月11日～ 令和5年12月22日	関係団体・事業所アンケート調査の実施
令和6年1月26日	第2回計画策定委員会 1. 計画素案の検討について
令和6年2月13日～ 令和6年2月29日	パブリックコメントの実施
令和6年3月14日	第3回計画策定委員会 1. 計画の最終案について

## 2. 第7期小松島市障がい福祉計画策定委員会設置要綱

---

### (目的及び設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づき、障がい者支援の基本方針となる小松島市障がい福祉計画及び障がい児福祉計画を策定するため、小松島市障がい福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

### (所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 障がい福祉計画及び障がい児福祉計画を策定するための基本的事項の検討並びに総合的調整に関すること。
- (2) 障がい福祉計画及び障がい児福祉計画案の作成に関すること。
- (3) その他障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の策定に当たって必要と認められること。

### (委員)

第3条 委員会は、委員16人以内で組織する。

- 2 委員は、障がい者施策に関し見識を有する者の内から、市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、委嘱の日から計画策定が完了したときまでとする。

### (委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会の会務を総括し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じ委員長が招集し、議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

### (関係者の出席)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に委員会への出席を求め、意見を聞くことができる。

### (庶務)

第7条 委員会の庶務は、小松島市介護福祉課において処理する。

### (その他)

第8条 この要綱の定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

### 付則

- 1 この要綱は、令和5年10月19日から施行し、本計画の策定が完了したときにその効力失う。
- 2 この要綱の施行の日以降に開催する最初の委員会の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず市長が招集する。

### 3. 委員名簿

(敬称略)

	所 属		氏 名
委員長	徳島赤十字ひのみね医療療育センター	園長	加藤 真介
副委員長	小松島市社会福祉協議会	会長	稲田 米昭
委員	小松島市医師会	会長	藤野 和也
委員	小松島市手をつなぐ親の会	会長	長樂 千英子
委員	小松島市身体障害者連合会	会長	杉本 勝
委員	NPO法人 花みずき21世紀会	理事長	山本 富繁
委員	小松島市手をつなぐ育成会	理事長	青柳 芳明
委員	児童発達支援センター めだか	園長	里廣 理恵
委員	徳島県立ひのみね支援学校	校長	平岡 充栄
委員	徳島県立みなと高等学園	校長	佐尾山 秀樹
委員	徳島公共職業安定所小松島出張所	所長	中川 純一
委員	徳島県東部保健福祉局(徳島保健所)	課長	加治 明子
委員	徳島県発達障がい者総合支援センター ハナミズキ	次長	今川 美代
委員	徳島赤十字ひのみね医療療育センター	社会連携課係長	小林 日登美
委員	小松島市役所	副市長	蔭山 真応
委員	小松島市役所	教育長	小野寺 勉

---

発行年月日：令和6年3月

発行：小松島市

編集：小松島市保健福祉部 介護福祉課

773-8501 小松島市横須町1番1号

TEL 0885-32-2279 FAX 0885-35-0273

Email [s-kaigo@city.komatsushima.i-tokushima.jp](mailto:s-kaigo@city.komatsushima.i-tokushima.jp)

---